

景観形成の基準解説

平成20年9月

北海道

建設部まちづくり局都市計画課

目次

はじめに	3
1 北海道景観計画別表第3及び別表第4で示す景観形成の基準	4
2 地域の良好な景観資源、主要な展望地について	8
3 一般区域	9
(1) 建築物及び工作物	9
位置・配置	9
規模	14
形態意匠	19
敷地の外構・その他	26
(2) 開発行為	30
位置	30
規模	35
形状・緑化等	39
4 羊蹄山麓広域景観形成推進地域	44
(1) 建築物及び工作物	44
位置・配置	44
規模	49
形態意匠	55
敷地の外構・その他	62
(2) 開発行為	66
位置	66
規模	71
形状・緑化等	75
<参考資料> マンセル表色系について	80
<参考資料> 塗装用標準色について	81

はじめに

平成20年6月に策定しました北海道景観計画には、良好な景観を形成するために必要な事項として、「景観計画区域」、「基本方針」及び「行為の制限に関する事項」等を定めています。

本書では、この「行為の制限に関する事項」のうち、別表第3の景観形成の基準(一般区域)及び別表第4の景観形成の基準(羊蹄山麓広域景観形成推進地域)を解説しています。

1 北海道景観計画別表第3及び別表第4で示す景観形成の基準

(1) 別表第3 景観形成の基準(一般区域) 対象行為:建築物及び工作物

区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・配置	<p>(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。</p> <p>(2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。</p>	<p>勧告・協議基準</p> <p>(1) 建築物及び工作物(以下「建築物等」という。)の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。</p> <p>(3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。</p>
規模	<p>(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。</p> <p>(2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。</p>	<p>勧告・協議基準</p> <p>(1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。</p> <p>(3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。</p>
形態及び色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)	<p>(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。</p> <p>(2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。</p> <p>(3) 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。</p> <p>(4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p> <p>(5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。</p>	<p>勧告・協議基準</p> <p>(1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。</p> <p>命令基準</p> <p>(1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。</p>
敷地の外構・その他	<p>(1) 敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。</p> <p>(2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。</p> <p>(3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。</p>	<p>勧告・協議基準</p> <p>(1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p>

(2) 別表第3 景観形成の基準(一般区域) 対象行為: 開発行為

区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。
形状・緑化等	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川や水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

(3) 別表第4 景観形成の基準(羊蹄山麓広域景観形成推進地域) 対象行為:建築物及び工作物

区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・配置	<p>(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。</p> <p>(2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。</p>	<p>勧告・協議基準</p> <p>(1) 建築物等の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。</p> <p>(3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。</p>
規模	<p>(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。</p> <p>(2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。</p> <p>(3) 羊蹄山・ニセコ連峰・昆布岳・尻別岳と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮すること。</p>	<p>勧告・協議基準</p> <p>(1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。</p> <p>(3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。</p>
形態意匠	<p>(1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形態意匠とすること。</p> <p>(2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。</p> <p>(3) 四季を通じての周辺景観と調和する色彩を基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと。</p> <p>(4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p> <p>(5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。</p>	<p>勧告・協議基準</p> <p>(1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。</p> <p>命令基準</p> <p>(1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。</p>
敷地の外構・その他	<p>(1) 敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。</p> <p>(2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。</p> <p>(3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。</p>	<p>勧告・協議基準</p> <p>(1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p>

(4) 別表第4 景観形成の基準(羊蹄山麓広域景観形成推進地域) 対象行為: 開発行為

区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置	<p>(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。</p> <p>(2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。</p>	<p>勧告・協議基準</p> <p>(1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。</p> <p>(3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。</p>
規模	<p>(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。</p> <p>(2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。</p>	<p>勧告・協議基準</p> <p>(1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。</p> <p>(3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行う場合。</p>
形状・緑化等	<p>(1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形状とすること。</p> <p>(2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。</p> <p>(3) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。</p>	<p>勧告・協議基準</p> <p>(1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 河川や水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p>

2 地域の良好な景観資源、主要な展望地について

景観形成の基準で使用している「地域の良好な景観資源」、「主要な展望地」とは、下記(1)、(2)のように捉えています。

(1) 地域の良好な景観資源

・定 義 **地域の良好な景観資源とは、山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等のうち、良好な景観を形成するうえで重要な役割を果たしているものとして、地域で認められているものをいいます。**

・説 明 良好な景観を形成する重要な役割を果たしているものは、自然的なものでは地域のランドマークとなる山並み、整然と耕作された農地など、また、人工的なものでは文化財、産業遺産、寺社仏閣、史跡、歴史的建造物及び各種表彰を受けた建築物などがあります。

そのうち地域で認められているものとは、自治体の広報誌、観光案内パンフレット及びインターネットの公的なホームページなどにおいて、景勝地の主要な見どころや地域のシンボルなどとして紹介されているものをいいます。

・具体例 斜里岳
美瑛の丘
北海道百年記念塔 など

(2) 主要な展望地

・定 義 **主要な展望地とは、地域の良好な景観資源を眺望することができる場所のうち主要なものをいいます。**

・説 明 地域の良好な景観資源を眺望することができる場所とは、視覚的にひらけている場所であって、地域の良好な景観資源である自然、農地、まちなみ等を見下ろすことができる小高い丘の上の公園や展望台、また、見渡したり見上げたりすることができる道路沿いのパーキングや広場などをいいます。

また、そのうち主要なものとは、地域の良好な景観資源を眺望するために設置された場所であるか又は眺望することができるとして多くの人が訪れる場所であって、不特定多数の者が自由に立ち入ることができる場所をいいます。

入場料金があったり入場資格があったりするなど、特定の者の利害に関係する場所は、これに含みません。

・具体例 中標津町の開陽台の展望台
留萌市の千望台の展望広場
羊蹄ビューポイントパーク など

調和に配慮した位置・配置

～ 敷地の選定と建築物等の置き方 ～

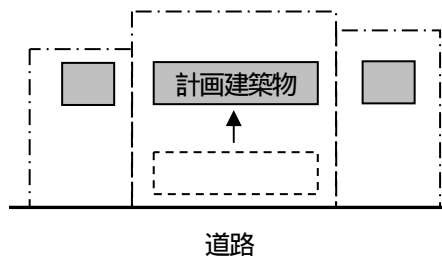
【配慮事項】

(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。

考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

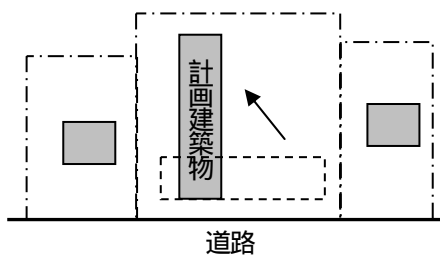
そうした地域において建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。



周辺景観との調和に配慮して、計画建築物を道路から離して置いた例（配置図）

計画敷地の選定にあたって候補地が複数あるときには、計画している建築物等が機能を有効に発揮するかなどについてとあわせて、地域の特性や周辺景観との調和について検討する必要があります。

また、計画敷地内のどこにどういう向きで建築物等を置くかは、周辺に与える影響が大きいため、調和に配慮する必要があります。



周辺景観との調和に配慮して、計画建築物等を長軸方向と道路方向を直角にして置いた例（配置図）

計画敷地内には建築物等の本体以外にも、附属する駐車場、物置や機械など様々なものが計画されます。それらの置き方や相互の位置関係についても地域の特性や周辺景観との調和に配慮が必要です。



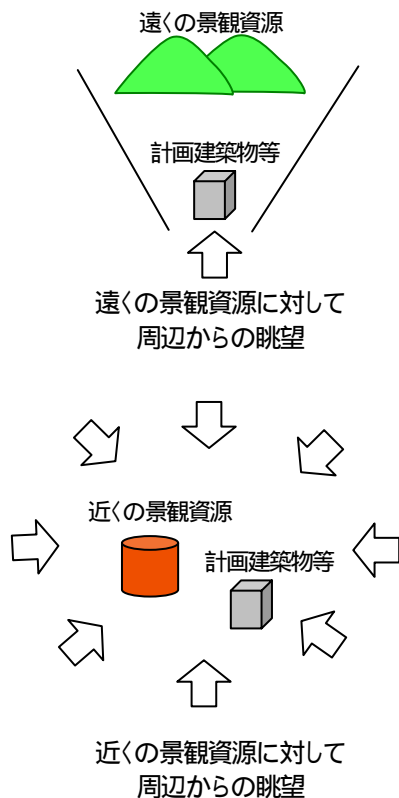
北海道らしい景観のひとつ
（雪山と作付け）

周辺からの眺望に配慮した位置・配置

～ 敷地の選定と建築物の置き方 ～

【配慮事項】

(2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。



考え方

計画敷地の選定にあたって候補地が複数あるときには、計画している建築物等が機能を有効に発揮するかなどについての検討とあわせて、それらの候補地の遠くに地域の良好な景観資源があるときには候補地周辺からの眺望を想定して、それらの候補地の近くに地域の良好な景観資源があるときには周囲からの眺望を想定して、計画建築物がその景観資源に対する眺望について、どの程度影響を与えるかについて検討する必要があります。

また、計画敷地内のどこにどのような向きで建築物等を置くかは、地域の良好な景観資源に対する眺望に与える影響が変わりますので配慮が必要です。

計画敷地内には建築物等の本体以外にも、附属する駐車場、物置や機械など様々なものが計画されます。それらの置き方や相互の位置関係についても地域の良好な景観資源に対する配慮が必要です。



近くの景観資源に対する眺望
(札幌市内の道庁赤レンガ庁舎)



遠くの景観資源に対する眺望
(清里町宇宙展望台から見た斜里岳)

周辺景観を著しく阻害する位置・配置
 ~ 地域の特性や周辺景観との調和を欠く ~

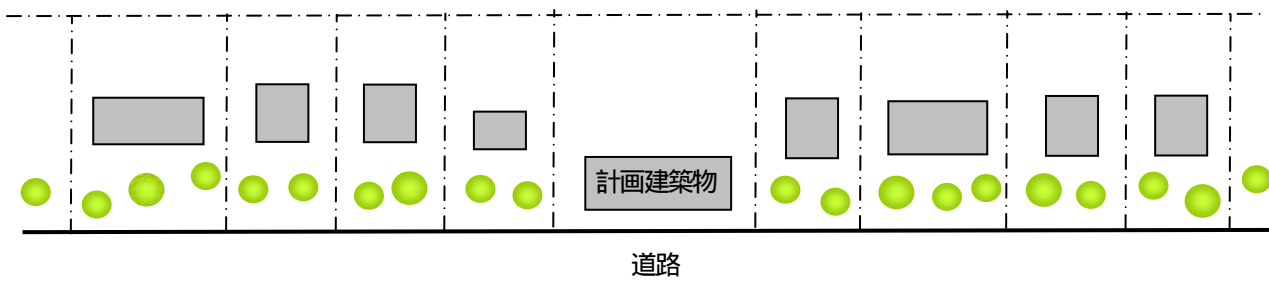
【勧告・協議基準】

考え方

(1) 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、計画敷地周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

例えば、道路から建築物までの離れを統一することで、ゆとりのある歩行者空間を確保し良好な景観が形成されている地域において、道路に近接した計画建築物の位置が周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。



道路に近接した位置の計画建築物の例
(配置図)

道路から建築物までの離れを統一することで、ゆとりのある歩行者空間を確保し良好な景観が形成されている地域において、道路に近接して建築物が位置しています。



(合成写真)

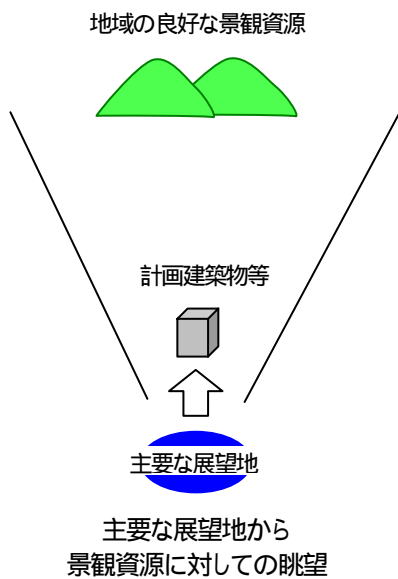
眺望を著しく阻害する位置・配置
 ~ 主要な展望地近くの敷地 ~

【勧告・協議基準】

(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。

考え方

「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」を結ぶ線上で展望地に比較的近い位置に建築物等を建設する場合には、建築物等として規模の大小にかかわらず、この景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するときは、勧告・協議基準に該当します。



主要な展望地から地域の良好な景観資源である山並み・耕作地に対して眺望したときに、大きく遮る位置に工作物が建設されています。



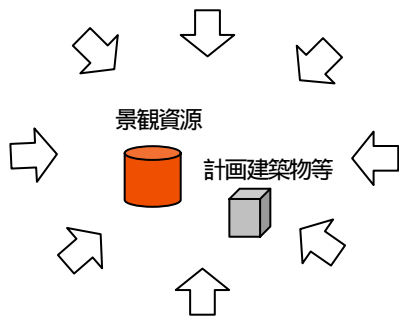
眺望を著しく阻害する位置・配置
 ~ 地域の良好な景観資源の近傍地 ~

【勧告・協議基準】

(3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。

考え方

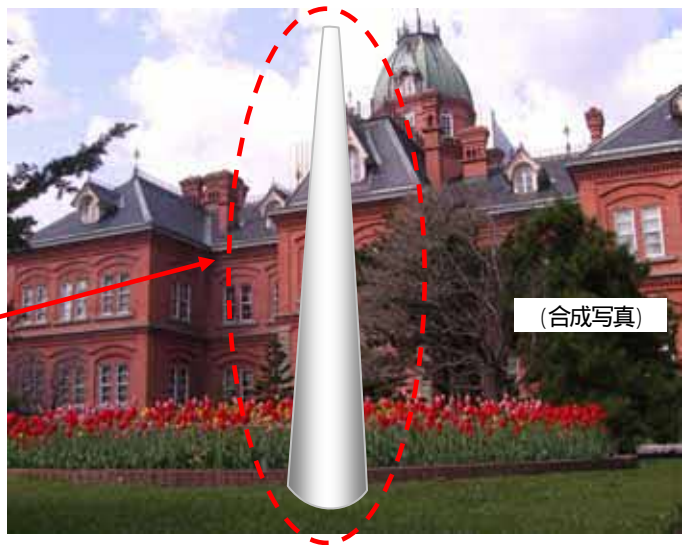
地域の良好な景観資源の近傍地にある建築物等の位置・配置がこの景観資源に対する眺望を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。



計画建築物等が景観資源の近傍地にあるときの景観資源に対する眺望

勧告想定事例

地域の良好な景観資源である歴史的建築物の近くに築造されているこの工作物は、この景観資源に対する眺望を著しく阻害しています。



(合成写真)

調和に配慮した規模
 ~ 見る位置から見た各部分の高さ、横幅 ~

【配慮事項】

(1)地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。

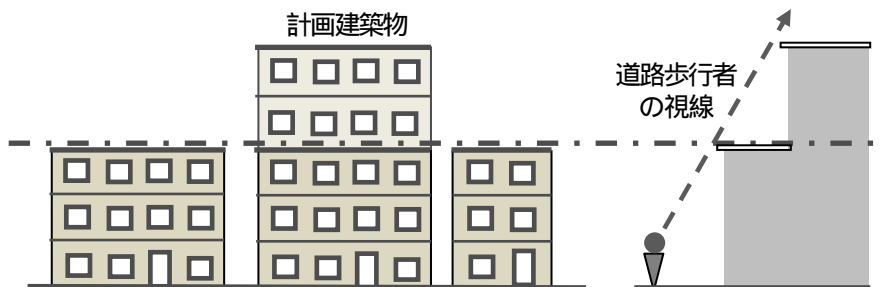
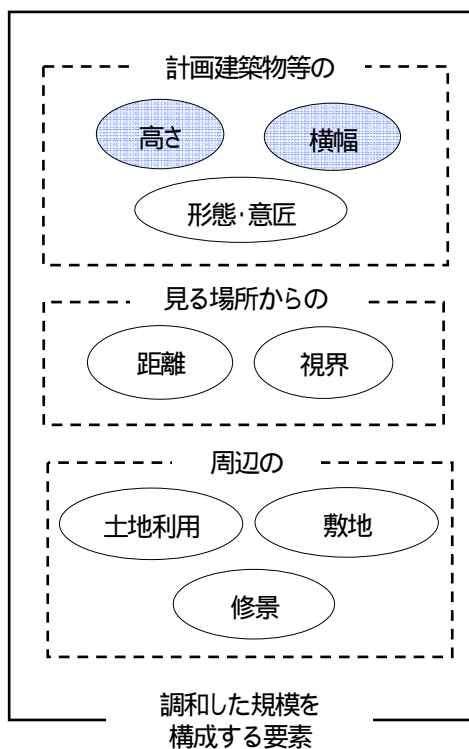
考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の建築物等との連続性が損なわれたりしないように、現況を十分把握したうえで計画や設計をし、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすることが必要です。

建築物等の規模は、各部分の高さ、横幅及び奥行きで表すことができますが、実際に建築物等を見る場所から感じる規模は、高さ、横幅、形態・意匠、見る位置と建築物等の距離、視界の開け具合などで変わってきます。また、その地域にふさわしい規模であるかどうかは、周辺の土地利用の状況、計画敷地の広さ、敷地内の修景も影響します。

見る位置からの見え方を想定して、計画建築物の各部分の高さ、横幅について、調和に配慮した大きさにする必要があります。また、壁面の分節化、樹木による修景などで、規模による圧迫感を緩和することができます。



両隣の建築物の高さとの連続性に配慮し、道路等の公共空間側の圧迫感を軽減させる例（立面図、断面図）

計画建物は5階建てですが、両隣の建物が3階建てなので、道路の歩行者の視線を考慮し、道路に面する部分は3階までとしています。

眺望に配慮した規模
 ~ 見る位置から見た各部分の高さ、横幅 ~

【配慮事項】

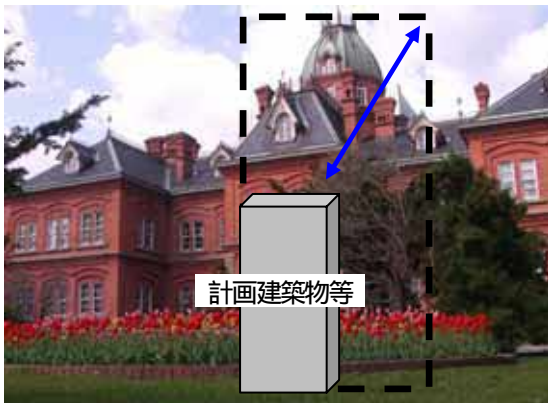
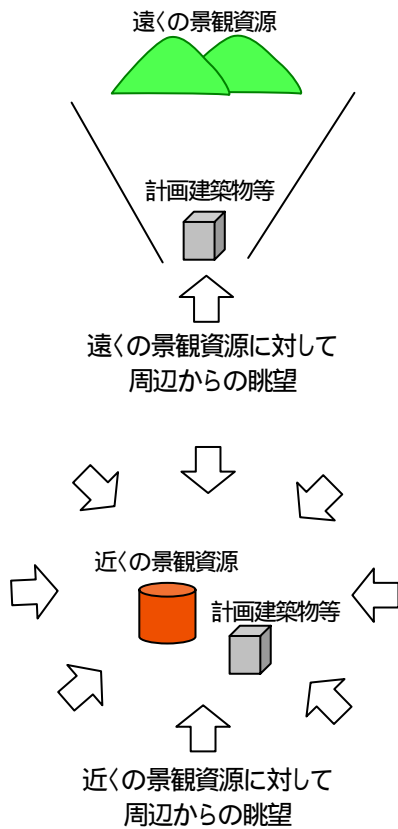
(2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。

考え方

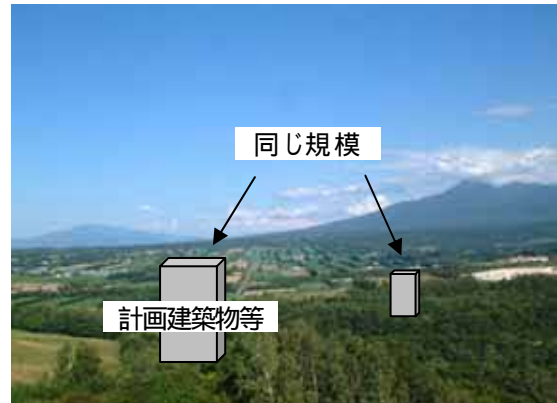
計画敷地の遠くに地域の良好な景観資源があるときには候補地周辺からの眺望を想定して、近くに地域の良好な景観資源があるときには周囲からの眺望を想定して、計画建築物がその景観資源に対する眺望にどの程度影響をあたえるのかを検討する必要があります。

建築物等の規模は、各部分の高さ、横幅及び奥行きで表すことができますが、実際に景観資源に対する眺望に影響を与えるのは、景観資源と建築物等が眺望範囲に占める大きさの相対関係にありますので、見る位置から景観資源及び計画建築物の距離を考慮し、計画建築物等の高さ、横幅に配慮する必要があります。

遠くにある景観資源の雄大な自然に対して眺望するとき、見る場所から遠くにある建築物等の規模の影響は小さいですが、見る場所から近くにあるほど規模の影響は大きくなります。また、比較的近くにあって認識できる大きさの景観資源に対して眺望するとき、景観資源と建築物等そのものの規模の影響が大きいです。



近くの景観資源(赤レンガ庁舎)を見たとき、景観資源と計画建築物等そのものの規模が重要



遠くの景観資源(山並み)を見たとき、見る場所と計画建築物等との距離が重要

周辺景観を著しく阻害する規模
 ~ 地域の特性や周辺景観との調和を欠く ~

【勧告・協議基準】

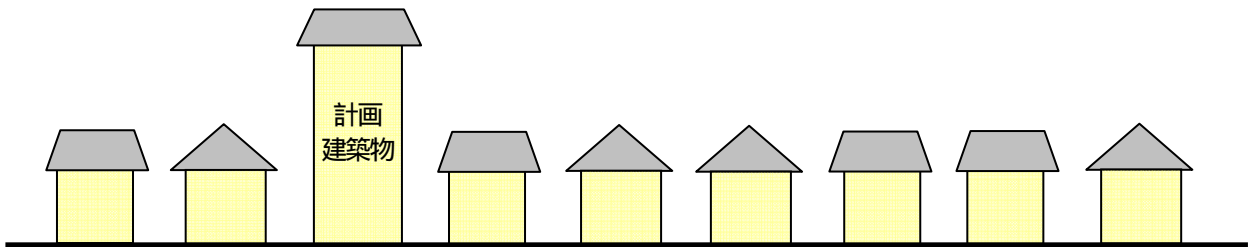
(1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたいしないように、計画敷地周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

建築物等の規模は各部分の高さ、横幅及び奥行きの数値で表すことができますが、この数値のうち実際に見る位置から感じる規模に影響するのは、その位置から見た高さとなります。

例えば、道路からみた建築物の高さを一定にすることで、建物のスカイラインを揃えてまとまりと開放感を確保し、良好な景観が形成されている地域において、計画建築物の高さが突出して周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。



高さが突出した計画建築物の例
 (道路から見た立面図)

道路からみた建築物の高さを一定にすることで、建物のスカイラインを揃えてまとまりと開放感を確保し、良好な景観が形成されている地域において、一つの建築物の高さが突出しています。



勧告想定事例

(合成写真)

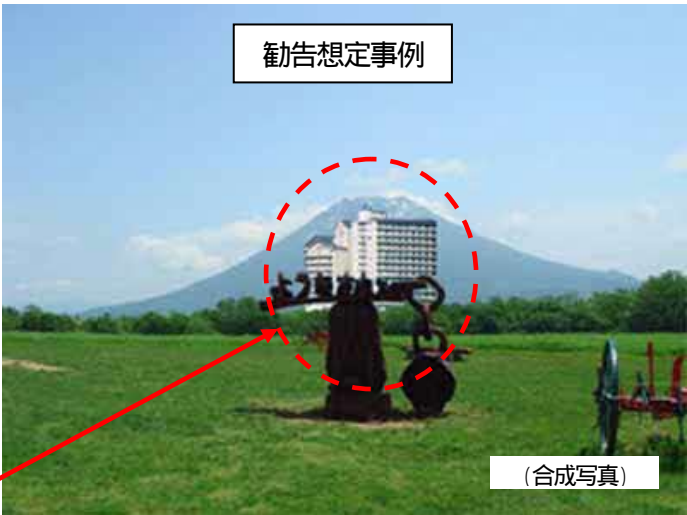
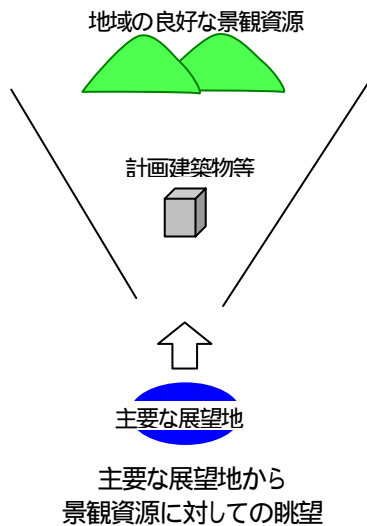
眺望を著しく阻害する規模
 ~ 展望地と景観資源の間の敷地 ~

【勧告・協議基準】

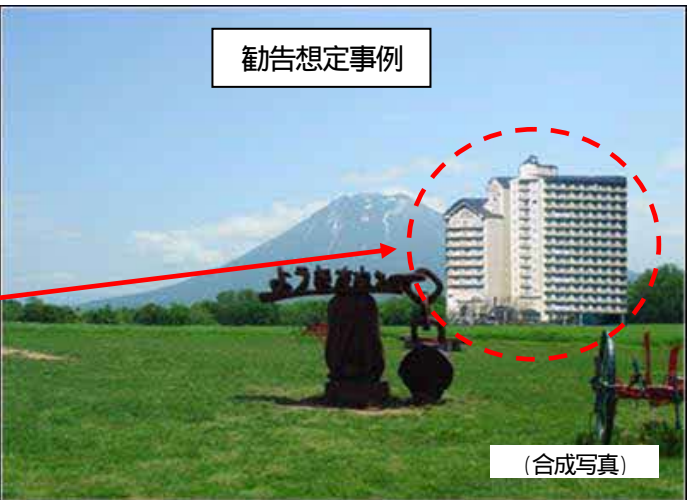
(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。

考え方

「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」の間の敷地に建築物等を建設する場合に、この景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するときは、勧告・協議基準に該当します。



主要な展望地から地域の良好な景観資源である山並みを眺望したときに、その山並みの半分以上が隠れてしまう高さと同幅で建築物が建設されています。



主要な展望地から地域の良好な景観資源である山並みを眺望したときに、その山の稜線を遮る高さで建築物が建設されています。

3 一般区域	(1) 建築物及び工作物	規模
--------	--------------	----

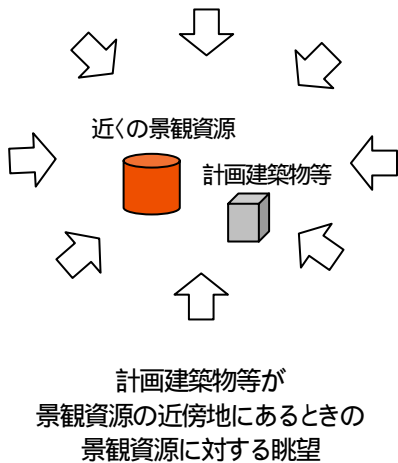
眺望を著しく阻害する規模
 ~ 地域の良好な景観資源の近傍地 ~

【勧告・協議基準】

(3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。

考え方

地域の良好な景観資源の近傍地にある建築物等の規模がこの景観資源に対する眺望を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。



勧告想定事例

(合成写真)

地域の良好な景観資源である防風林の近くに、規模の大きい建築物が建設されており、地域の特徴的な景観を阻害しています。

調和に配慮した形態意匠

【配慮事項】

(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。

考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい設計や計画をすることが大切です。

すでに建設されている建築物等の中には、「使用目的や設計者等の主張のみで形態意匠が決められていて、周辺景観と調和していない。」と感じられるものがあります

独創的な形態意匠とするときはことさら、そうでないときであっても、地域の人々の意向を調査したり、地域の人と話しあったりするなどして、建築物等の形態意匠について慎重に検討し、地域の特性や周辺景観と調和するよう配慮する必要があります。

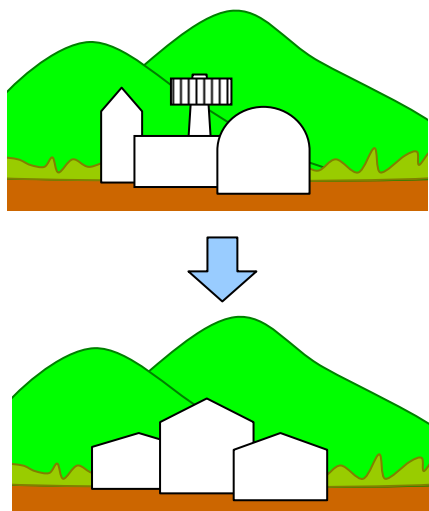


北海道らしい景観のひとつ
(山並みとじゃがいも畑と工場)

全体としてまとまりのある形態意匠

【配慮事項】

(2)全体としてまとまりのある形態意匠とすること。



複数の建築物群による
まとまりに配慮した例
(立面図)

考え方

規模の大きい建築物等は、その形態や意匠によって周辺の景観に大きな影響を与えます。建築物等が一体的にまとまりを持った形態として計画、設計、建設されることにより、地域に一定の基調を創出し周辺のまちなみの景観づくりに寄与することになります。

ひとつの建築物に建築様式、素材、形などを多く使うとまとまりがなくなり、ちぐはぐな印象を与えることがあります。

また、ひとつの敷地に複数の建築物を建てる場合は、個々の建築物ごとに形態及び意匠を考えるのではなく、複数の建築物群によるまとまりに配慮する必要があります。

周辺景観と調和する色彩

【配慮事項】

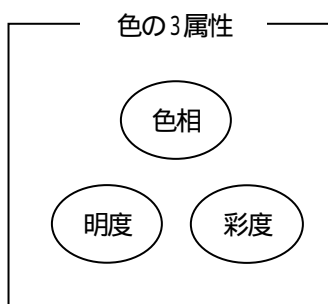
(3)外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。

考え方

建築物等の色彩は、まちなみに対する調和の重要な要素となります。また、自然景観のなかにあって建築物等の色彩が、緑などが示す基調となる色彩の範囲から逸脱すると自然景観との調和が損なわれます。

特に大きな建築物は壁の面積が大きいいため、その影響も大きいものとなります。

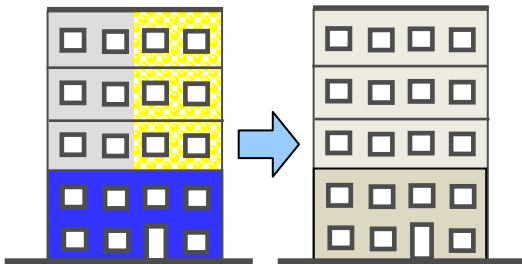
建築物等の色彩の決定にあたっては、背景となるまちなみや自然の基調となる色彩を十分に考慮し、背景に対して過度に鮮やかな色彩、あるいは明るい色彩を大きな面積に使用することは避け、周辺の景観と調和するよう配慮する必要があります。



多色やアクセント色の使い方に配慮

【配慮事項】

(4)多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。



多色使いに際しては、類似色を用いるなど使用する色彩相互の調和に配慮

考え方

多くの色彩やアクセント色を使用すると、一般的に周辺景観から浮き出た印象を与えるなど、周辺景観と調和を図ることが難しくなります。

このような場合には、全体としてのまとまりや周辺景観との調和を検討し、使用する色の数、色相相互の調和、バランスに十分配慮することが必要です。

色彩調和の手法としては、トーン（色の調子）を同色系又は類似色で統一し色相を変化させる、同じ色相又は類似の色相でまとめトーンを変化させる、周囲の色彩と色相やトーンの差を対比させる等があります。

附属する設備等に配慮

【配慮事項】

(5)オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。

建築物に付属する設備等

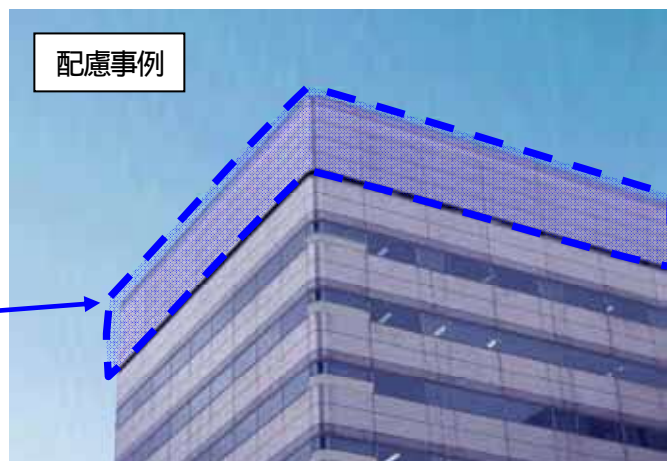
- ・ オイルタンク、ガスタンク
- ・ 室外機、煙突、排気筒
- ・ 高架水槽、冷却塔
- ・ その他これらに類する設備で、地上、建築物等の屋上又は外壁面に設置されるもの

屋上設備が外部から直接見えないように、建築物の外観と一体的なデザインの壁面で囲った事例

考え方

建築物に附属する設備等が、建築物本体から独立したり、目立ちすぎたりする場合には、全体として煩雑な印象を与えることになります。

このため、これらの設備と建築物等の全体としてのまとまりに配慮し、可能な限り目立たない位置へ設置したり、目隠しをしたりする工夫が必要です。



周辺景観を著しく阻害する形態意匠

～ 地域の特性や周辺景観との調和を欠く ～

【勧告・協議基準】

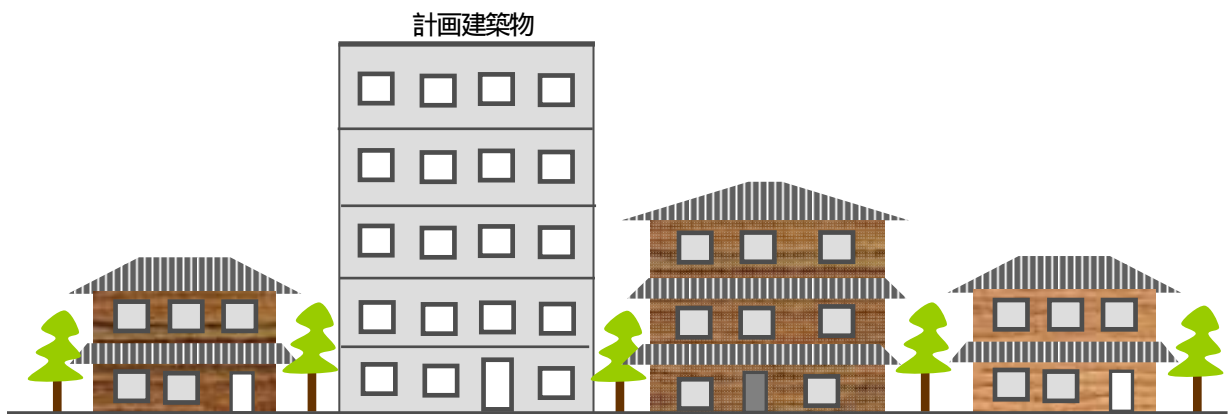
(1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたいしないように、計画敷地周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告基準に該当します。

例えば、自然景観と調和するように建築物の外壁を木質系外壁材にして屋根を勾配屋根にするなど、形態意匠について一定のルールで揃えて街並みの景観づくりをしている地域において、建築物の形態意匠を異なるものとするによって周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。



周辺の建築物と異なる形態意匠の計画建築物の例
(立面図)

周辺景観を著しく阻害する形態意匠
 ~ いずれかの立面でけばけばしい色彩を1/5を超えて使用 ~

【勧告・協議基準】

(2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

建築物等の外観に使用する色彩のうち、けばけばしい色彩を用いる割合が、建築物等本体のいずれかの立面（建築物の1つの面における鉛直投影面積）で、当該立面の面積の5分の1を超えるときは、勧告・協議基準に該当します。

けばけばしい色彩を複数用いる場合は、それらの使用面積を合計して算定します。

ただし、広大な敷地の一部に計画される施設や、遊園地の施設など、周囲の状況により周辺景観を著しく阻害しない場合は、勧告・協議基準に該当しません。

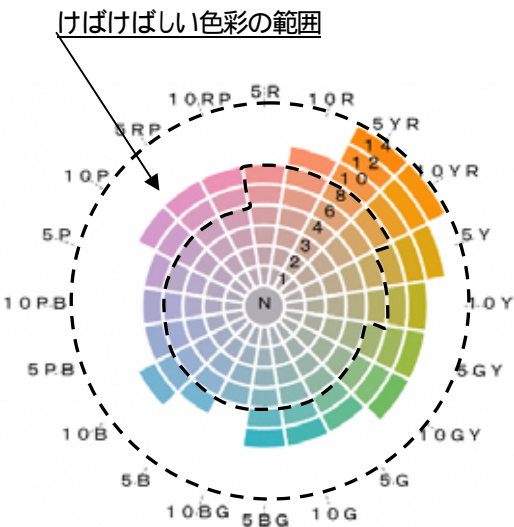
また、航空法に定められた昼間障害標識設定物件の塗装方法など、法令等により定められた色彩についても勧告・協議基準に該当しません。

けばけばしい色彩
(マンセル色表系による)

- ・ R (赤)、YR (黄赤)系の色相
彩度8を超えるもの
- ・ Y (黄)系の色相
彩度6を超えるもの
- ・ 上記以外の色相
彩度4を超えるもの

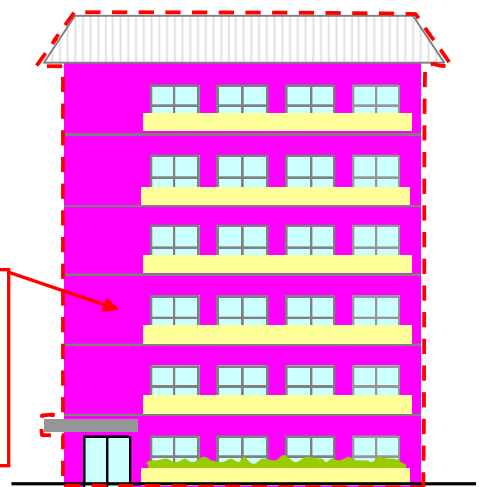
ただし、地域産または地域で用いられてきた素材（木材、レンガ、コンクリート、石など）の色彩（表面に着色を施していないもの）や、ガラス材（表面、内部及び裏面に着色を施していないもの）の色彩を除きます。

屋根、庇、開口部など、立面に表れるもの全て面積に含みます。また、壁面広告物については、適合部分として面積に含みます。



けばけばしい色彩の範囲を
明度7の色相環で例示した図
(マンセル色表系)

けばけばしい色彩
(5RP5 / 12)
の面積が、当該立面
の全体面積の1/5
を超えています。



勧告・協議基準に該当する例
(立面図)

けばけばしい色彩の範囲(等色相面)

(下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。)

<p>5 R (赤) 彩度 8超</p>		<p>5 YR (黄赤) 彩度 8超</p>	
<p>5 Y (黄) 彩度 6超</p>		<p>5 GY (黄緑) 彩度 4超</p>	
<p>5 G (緑) 彩度 4超</p>		<p>5 BG (青緑) 彩度 4超</p>	
<p>5 B (青) 彩度 4超</p>		<p>5 PB (青紫) 彩度 4超</p>	
<p>5 P (紫) 彩度 4超</p>		<p>5 RP (赤紫) 彩度 4超</p>	

周辺景観が著しく阻害される形態意匠 ～ 附属の設備等が目立つ位置に設置など ～

【勧告・協議基準】

(3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。



オイルタンク等の建築物に附属する設備は、道路から見て建築物の裏側で目立たない位置に設置しています。

考え方

建築物に附属する設備等が、建築物本体から独立したり、目立ちすぎたりする場合には、全体として煩雑な印象を与えることになります。

このため、これらの設備と建築物等の全体としてのまとまりに配慮し、可能な限り目立たない位置に設置したり、目隠しをしたりする等の工夫が必要です。

しかし、この工夫が不十分で建築物に附属する設備等を歩行者の多い道路側敷地などの目立つ位置に設置し、又は外壁や屋上の目につきやすいところに露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるときは、勧告・協議基準に該当します。

けばけばしい色彩で命令するとき

【命令基準】

(1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

勧告基準(2)に該当し、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき、命令基準に該当します。

特に良好と認められる周辺景観とは、北海道を代表する景勝地や景観重要建造物の周辺などの周辺景観を想定しています。

敷地内の修景

【配慮事項】

(1) 敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。

考え方

大きな建築物等の敷地や周辺においては、その建築物等のもつスケールからくる圧迫感、威圧感といったものや、人工的な空間となりがちな性質から来る無個性、無表情といった印象を受けるおそれがあります。

こうした印象を和らげるためにも、建築物等と周囲の景観をつなぐ要素として、敷地内は可能な限り修景する必要があります。

一般に、建築物等の敷地内の修景とは、地形を変える、植栽、工作物を加える等によって、景観として美しく整えることです。

また、特に道路等の公共空間に面した空間は、人が接する機会が多く、人に与える影響が大きいため、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮する必要があります。

通路や駐車スペース等に用いる舗装の素材や色を周辺景観と調和させたり、塀の高さ、形状、材質等をその地域の統一規格に合わせたりするのも有効な修景手法のひとつです。

既存樹木の保全・移植等

【配慮事項】

(2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。

考え方

優れた樹姿、樹勢を持つ既存樹木は、長い期間その地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。

建築物等の敷地にこのような樹木がある場合は、地域の歴史を受け継ぎ、また街並みに対するうおいを維持していくため、計画や設計において保存や移植を検討し、緑化修景に役立てることが必要です。

老木などであるため保存や移植が難しく、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮が必要です。

なお、樹木による緑化にあっては、その樹種が地域の植生と調和していることが重要となります。周辺の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択することが必要です。

また、植栽の管理も重要であり、十分な管理を行っていくのと同時に、樹種の選定にあたって管理のしやすさに配慮すると良いでしょう。

堆雪スペース等の設置と周辺との調和

【配慮事項】

(3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。

考え方

地域の気候条件などの環境に応じた堆雪スペースや融雪機等の設置は、積雪期における快適で安全な住環境を確保するために重要であるとともに、周辺景観にも影響を与えますので、十分に考慮する必要があります。

また、積雪期以外において堆雪スペース等の機能は、無用なものです。堆雪スペースが無機質な印象を与えないように緑化したり、融雪機は目立たない位置に設置あるいは収納できるようにしたりするなど、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮する必要があります。

周辺景観を著しく阻害する外構

【勧告・協議基準】

(1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、計画敷地周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

例えば、自然景観や街並みと調和するように通路や駐車スペース等に用いる舗装の素材や色を一定程度統一したり、塀の高さ、形状、材質等の統一規格を定めたりするなど、ルールを決めて街並みの景観づくりをしている地域において、建築物等の敷地の外構が、その地域のルールから大きくはずれ、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。



3 一般区域	(1)建築物及び工作物	敷地の外構・その他
--------	-------------	-----------

樹木伐採が周辺景観を著しく阻害するとき

【勧告・協議基準】

(2)良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

優れた樹姿、樹勢を持つ既存樹木は、長い期間その地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。

建築物等の敷地にこのような樹木がある場合は、地域の歴史を受け継ぎ、また街並みに対するうおいを維持していくため、計画や設計において保存や移植を検討し、緑化修景に役立てることが必要です。

特に、一定の間隔で植えられ大切に管理されている桜並木やイチョウ並木など、あるいは地域のシンボルとなっている樹木群や樹木の群生地、記念樹、樹容が美しい樹木などの、地域の良好な景観の形成に重要な役割を果たしている樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

なお、老木である等の理由により保存することができない場合は、勧告・協議基準に該当しません。

3 一般区域	(2)開発行為	位置
--------	---------	----

調和に配慮した位置
 ~ 開発区域の選定と各施設の位置 ~

【配慮事項】

(1)地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。

考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を充分把握したうえでその地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

開発区域の選定にあって候補地が複数あるときには、住宅地開発、リゾート地開発などの開発目的が果たせるかについての検討とあわせて、地域の特性や周辺景観との調和について検討をする必要があります。

また、開発区域内の予定建築物、擁壁、道路、公園・緑地、調整池などの各施設をどこに位置させるかについても、開発区域全体及び各施設が有効に機能するうえで重要ですが、周辺に与える影響が大きいため、地域の特性や周辺景観との調和に配慮する必要があります。

周辺からの眺望に配慮した位置・配置
 ~ 開発区域の選定と各施設の位置 ~

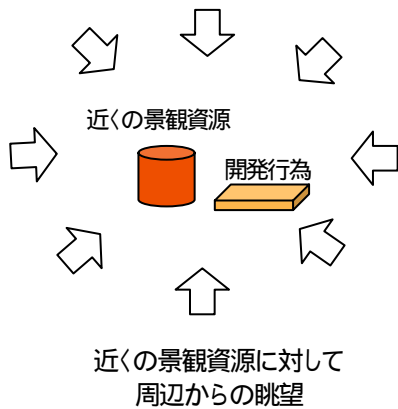
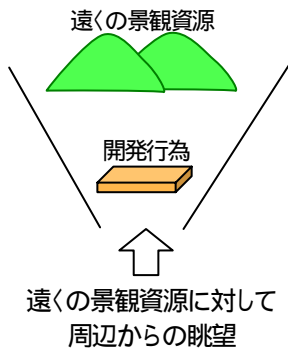
【配慮事項】

(2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。

考え方

開発区域の選定にあたって候補地が複数あるときには、住宅地開発、リゾート地開発などの開発目的が果たせるかについての検討とあわせて、それらの候補地の遠くに地域の良好な景観資源があるときには候補地周辺からの眺望を想定して、それらの候補地の近くに地域の良好な景観資源があるときには周囲からの眺望を想定して、開発行為がその景観資源に対する眺望について、どの程度影響を与えるかについて検討する必要があります。

また、開発区域内のどこに予定建築物、擁壁、道路、公園・緑地及調整池などの各施設を位置させるかについても、景観資源に対する周辺からの眺望に与える影響が大きいため、配慮する必要があります。



3 一般区域	(2)開発行為	位置
--------	---------	----

周辺景観を著しく阻害する位置・配置
 ~ 地域の特性や周辺景観との調和を欠く ~

【勧告・協議基準】

(1)開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたいしないように、開発予定区域周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

開発区域の選定にあつて候補地が複数あるときには、住宅地開発、リゾート地開発などの開発目的が果たせるかについてとあわせて、地域の特性や周辺景観と調和するかについて検討をする必要があります。

また、開発区域内のどこに予定建築物、擁壁、道路、公園・緑地、調整池などの各施設を位置させるかについても、周辺に与える影響が大きいので、調和に配慮する必要があります。

開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

その阻害の度合いは、開発行為そのものの規模、開発区域内の各施設そのものの規模、開発区域内の各施設の形状・緑化等で変化しますので、総合的に判断することになります。

3 一般区域	(2)開発行為	位置
--------	---------	----

眺望に大きな影響を及ぼす位置
 ~ 主要な展望地と景観資源の間の位置 ~

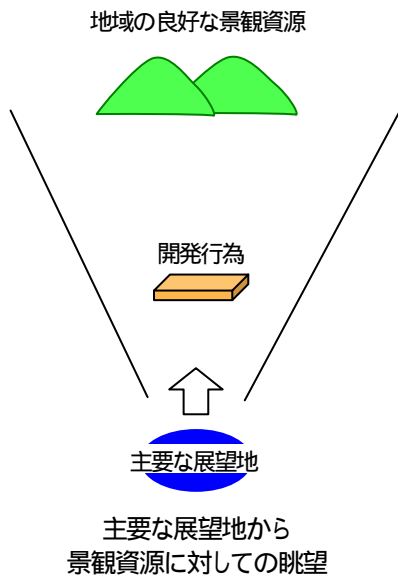
【勧告・協議基準】

(2)主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。

考え方

「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」を結ぶ線上の位置で開発行為をする場合に、この景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。

その影響の度合いは、展望地と景観資源の距離、開発区域と景観資源の距離、開発行為そのものの規模、開発区域内の各施設の形状・緑化等で変化しますので、総合的に判断することになります。



3 一般区域	(2)開発行為	位置
--------	---------	----

眺望を著しく阻害する位置
 ~ 地域の良い景観資源の近傍地 ~

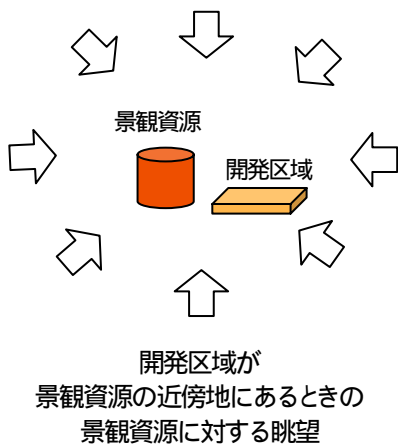
【勧告・協議基準】

(3) 地域の良い景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。

考え方

地域の良い景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。

その阻害の度合いは、見る位置と景観資源の距離、開発行為そのものの規模、開発区域内の各施設そのものの規模、開発区域内の各施設の形状・緑化等で変化しますので、総合的に判断することになります。



3 一般区域	(2)開発行為	規模
--------	---------	----

調和に配慮した規模

【配慮事項】

(1)地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。

考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、現況を十分把握したうえでその地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

開発行為にあたっては、地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすることが必要です。

一般に、開発行為の規模は、開発区域の面積、擁壁・法面の高さや長さ、切土・盛土の容積の数値で表します。

例えば、長大な擁壁や法面は、圧迫感を与え、周辺景観に影響を及ぼすおそれがあることから、造成計画に当たって既存地形を生かすなどして、擁壁や法面の長さや高さをできるだけ小さなものとする等の配慮がありますし、規模が大きいと感じる度合いを形状・緑化等によって緩和する手法も有効です。

また、規模には他に、開発区域内の宅地割、予定建築物等、道路、公園・緑地、調整池などの各施設の規模についても含んでいます。

例えば、住宅地開発における宅地割の不整形分割や細分化は建築物が密集したゆとりのない住環境を生んだり、大規模建築物予定地はそこに建設される建築物自体が周辺に大きな影響を与えたりしますので、開発行為の計画段階から各施設の規模について配慮する必要があります。

眺望に配慮した規模

【配慮事項】

(2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。

考え方

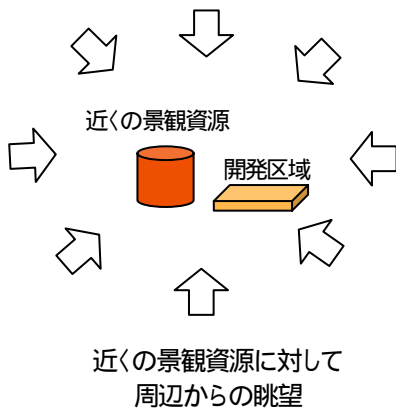
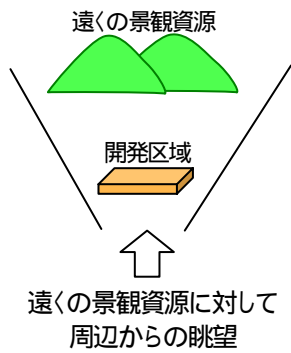
計画地の遠くに地域の良好な景観資源があるときには候補地周辺からの眺望を想定して、近くに地域の良好な景観資源があるときには周辺からの眺望を想定して、開発行為がその景観資源に対する眺望について、どの程度影響を与えるかについて検討する必要があります。

開発行為にあたっては、景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすることが必要です。

一般に、開発行為の規模は、開発区域の面積、擁壁・法面の高さや長さ、切土・盛土の容積の数値で表します。

また、規模には他に、開発区域内の宅地割、予定建築物等、道路、公園・緑地及調整池などの各施設の規模についても含んでいます。

遠くにある景観資源の雄大な自然に対して眺望するとき、見る場所から遠くにある開発行為の規模の影響は小さいですが、見る場所から近くにあるほど規模の影響は大きくなります。また、比較的近くにあって認識できる大きさの景観資源に対して眺望するとき、景観資源と開発行為そのものの規模の影響が大きいです。



3 一般区域	(2) 開発行為	規模
--------	----------	----

周辺景観を著しく阻害する規模
 ~ 地域の特性や周辺景観との調和を欠く ~

【勧告・協議基準】

(1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

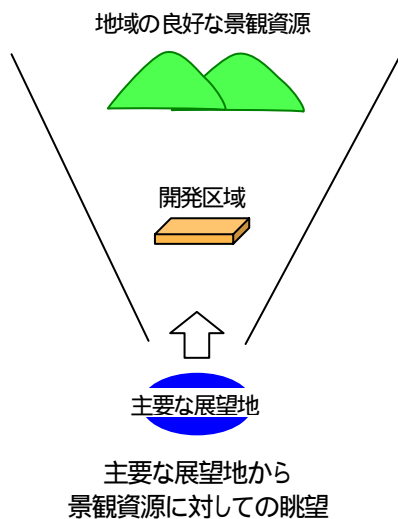
眺望に大きな影響を及ぼす規模
 ~ 展望地と景観資源の間の敷地 ~

【勧告・協議基準】

(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。

考え方

「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」の間の区域で開発行為を行う場合に、この景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。



景観を著しく阻害する規模
 ~ 地域の良好な景観資源の近傍地 ~

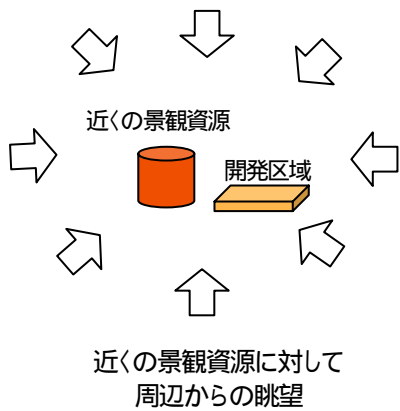
【勧告・協議基準】

(3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。

考え方

地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。

その阻害の度合いは、見る位置と景観資源の距離、開発行為そのものの規模、開発区域内の各施設そのものの規模、開発区域内の各施設の形状・緑化等で変化しますので、総合的に判断することになります。



調和に配慮した形状

【配慮事項】

(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。

考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

開発行為の形状は、地域の特性や周辺景観との調和に配慮することが必要です

開発行為の形状とは、土地の区画形質の変更（既存の地面を切土したり盛り土したりする等して、現況の地形を変化させる等のこと）によるその断面の形と、切土面（切土した後に表れる面）と盛土面（盛り土したあとに表れる面）の形のことをいいます。

また、切土面と盛土面を安定させるための擁壁の形態や素材も形状に含みます。

山や丘陵地での土地の区画形質の変更により、現況の地形が大きく変化する場合は、行為後に生じる法面や擁壁が周辺景観との間に不調和をきたすことがあります。

このため、現況の地形を大きく変えないよう配慮するとともに、緑化したり長大な法面や擁壁が生じないように分割したり工夫することが必要です。



法面・擁壁を工夫した例（断面図）

3 一般区域	(2)開発行為	形状・緑化等
--------	---------	--------

河川等の保全・活用

【配慮事項】

(2)開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。

考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

開発行為を行おうとする区域内的の河川、水辺、表土等は、地域の景観を特徴づける要素として尊重し、可能な限り保全し、あるいは修景に積極的に活用することによって、開発区域周辺における行為前の面影を残すよう、配慮する必要があります。

3 一般区域	(2)開発行為	形状・緑化等
--------	---------	--------

既存樹木の保存等

【配慮事項】

(3)開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。

考え方

優れた樹姿、樹勢を持つ既存樹木は、長い期間その地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。

開発行為区域内にこのような樹木がある場合は、地域の歴史を受け継ぎ、また街並みに対するうるおいを維持していくため、計画や設計において保存や移植を検討し、緑化修景に役立てることが必要です。

老木などであるため保存や移植が難しく、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮が必要です。

なお、樹木による緑化にあたっては、その樹種が地域の植生と調和していることが重要となります。周辺の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択することが必要です。

また、植栽の管理も重要であり、十分な管理を行っていくのと同時に、樹種の選定にあたって管理のしやすさに配慮すると良いでしょう。

3 一般区域	(2)開発行為	形状・緑化等
--------	---------	--------

周辺景観を著しく阻害する形状

【勧告・協議基準】

(1)開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

河川等を保全しないで周辺景観を著しく阻害するとき

【勧告・協議基準】

(2)河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を十分把握し検討したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

開発予定区域内において、工夫の余地があるにもかかわらず、河川や水辺を埋め立てたり、地表の改変や土工事により表土や植生をほとんど取り除いたりすることで、植生やそこに生息する動物への気配りに欠けると認められ、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

3 一般区域	(2) 開発行為	形状・緑化等
--------	----------	--------

樹木伐採が周辺景観を著しく阻害するとき

【勧告・協議基準】

(3) 地域で親しまれている景観の保全に必要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

優れた樹姿、樹勢を持つ既存樹木は、長い期間その地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。

開発区域内にこのような樹木がある場合は、地域の歴史を受け継ぎ、また街並みに対するうるおいを維持していくため、計画や設計において保存や移植を検討し、緑化修景に役立てることが必要です。

一定の間隔で植えられ大切に管理されている桜並木やイチヨウ並木など、あるいは地域のシンボルとなっている樹木群や樹木の群生地、記念樹、樹容が美しい樹木などの、地域で親しまれている景観の保全に必要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

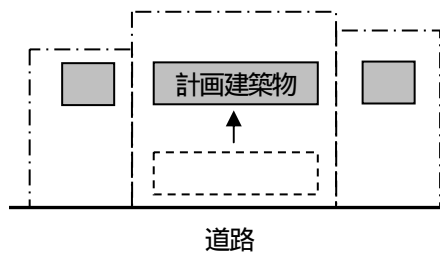
なお、老木である等の理由により保存することができない場合は、勧告・協議基準に該当しません。

調和に配慮した位置・配置

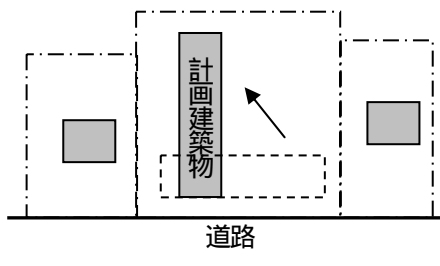
～ 敷地の選定と建築物等の置き方 ～

【配慮事項】

(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。



周辺景観との調和に配慮して、計画建築物を道路から離して置いた例（配置図）



周辺景観との調和に配慮して、計画建築物等を長軸方向と道路方向を直角にして置いた例（配置図）

考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

計画敷地の選定にあたって候補地が複数あるときには、計画している建築物等は機能を有効に発揮するかについてとあわせて、地域の特性や周辺景観との調和について検討をする必要があります。

また、計画敷地内のどこにどのような向きで建築物等を置くかは、周辺に与える影響が大きいため、調和に配慮する必要があります。

計画敷地内には建築物等の本体以外にも、附属する駐車場、物置や機械など様々なものが計画されます。それらの置き方や相互の位置関係についても地域の特性や周辺景観との調和に配慮が必要です。



北海道らしい景観のひとつ
（雪山と作付け）

周辺からの眺望に配慮した位置・配置

～ 敷地の選定と建築物の置き方 ～

【配慮事項】

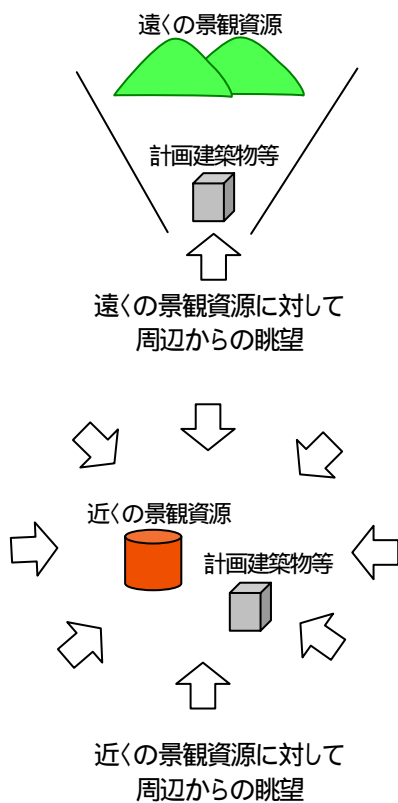
(2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。

考え方

計画敷地の選定にあたって候補地が複数あるときには、計画している建築物等は機能を有効に発揮するかなどについての検討とあわせて、それらの候補地の遠くに地域の良好な景観資源があるときには候補地周辺からの眺望を想定して、それらの候補地の近くに地域の良好な景観資源があるときには周囲からの眺望を想定して、計画建築物がその景観資源に対する眺望について、どの程度影響を与えるかについて検討する必要があります。

また、計画敷地内のどこにどのような向きで建築物等を置くかは、地域の良好な景観資源に対する眺望に与える影響が変わりますので配慮が必要です。

計画敷地内には建築物等の本体以外にも、附属する駐車場、物置や機械など様々なものが計画されます。それらの置き方や相互の位置関係についても地域の良好な景観資源に対する配慮が必要です。



周辺景観を著しく阻害する位置・配置

～ 地域の特性や周辺景観との調和を欠く ～

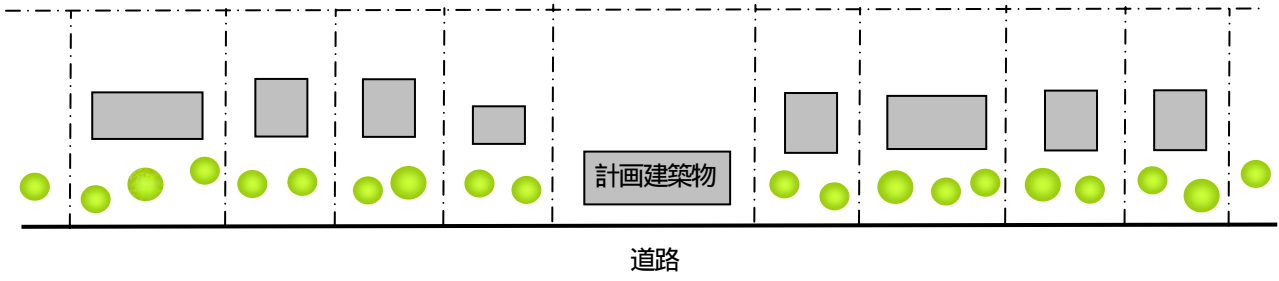
【勧告・協議基準】

(1) 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、計画敷地周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

例えば、道路から建築物までの離れを統一することで、ゆとりのある歩行者空間を確保し良好な景観が形成されている地域において、道路に近接した計画建築物の位置が周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。



道路に近接した位置の計画建築物の例
(配置図)

眺望を著しく阻害する位置・配置

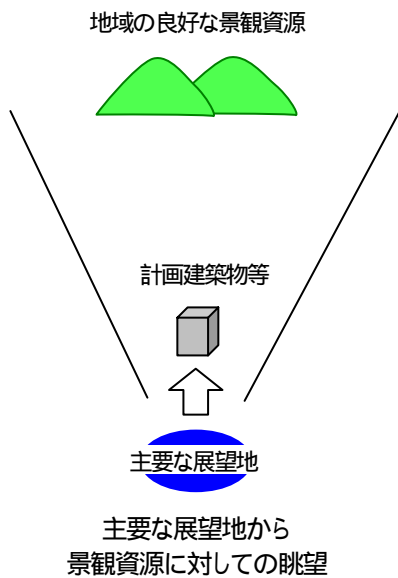
～ 主要な展望地近くの敷地 ～

【勧告・協議基準】

(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。

考え方

「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」を結ぶ線上で展望地に比較的近い位置に建築物等を建設する場合は、建築物等として規模の大小にかかわらず、この景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するときは、勧告・協議基準に該当します。



主要な展望地から地域の良好な景観資源である山並みに対して眺望したときに、大きく遮る位置に工作物が建設されています。



眺望を著しく阻害する位置・配置

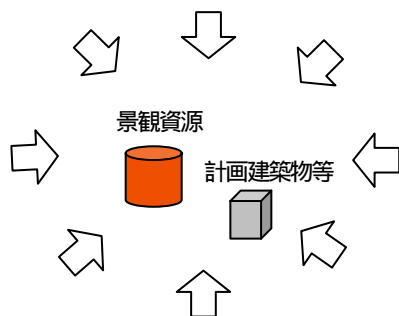
～ 地域の良好な景観資源の近傍地 ～

【勧告・協議基準】

(3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。

考え方

地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。



計画建築物等が
景観資源の近傍地にあるときの
景観資源に対する眺望

眺望に配慮した規模

～ 見る位置から見た各部分の高さ、横幅 ～

【配慮事項】

(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。

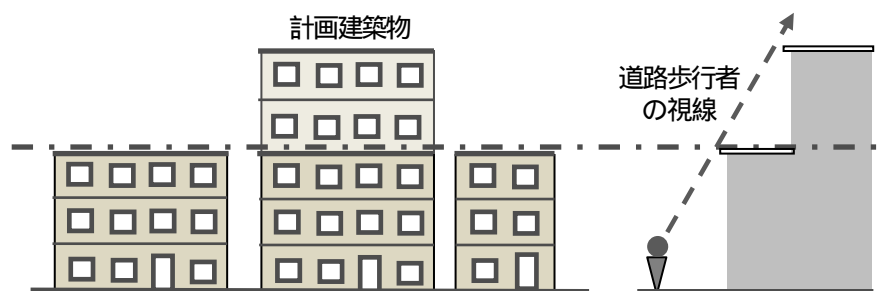
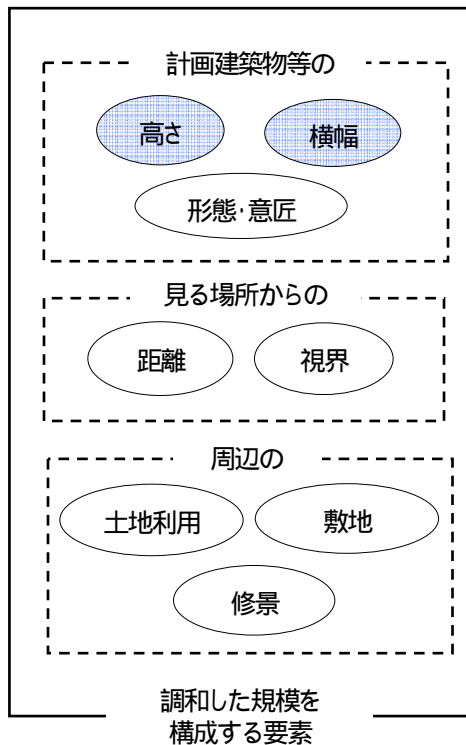
考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の建築物等との連続性が損なわれたりしないように、現況を十分把握したうえで計画や設計をし、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすることが必要です。

建築物等の規模は、各部分の高さ、横幅及び奥行きで表すことができますが、実際に建築物等を見る場所から感じる規模は、高さ、横幅、形態・意匠、見る位置と建築物等の距離、視界の開け具合などで変わってきます。また、その地域にふさわしい規模であるかどうかは、周辺の土地利用の状況、計画敷地の広さ、敷地内の修景も影響します。

見る位置からの見え方を想定して、計画建築物の各部分の高さ、横幅について、調和に配慮した大きさにする必要があります。また、壁面の分節化、樹木による修景などで、規模による圧迫感を緩和することができます。



両隣の建築物の高さとの連続性に配慮し、道路等の公共空間側の圧迫感を軽減させる例（立面図、断面図）

計画建物は5階建てですが、両隣の建物が3階建てなので、道路の歩行者の視線を考慮し、道路に面する部分は3階までとしています。

眺望に配慮した規模

～ 見る位置から見た各部分の高さ、横幅 ～

【配慮事項】

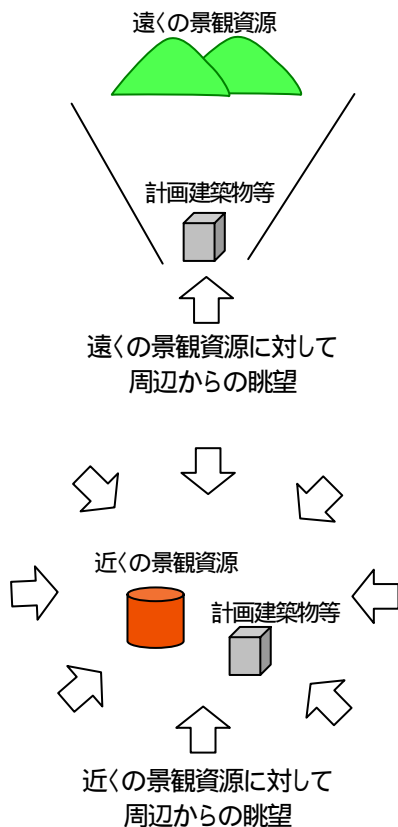
(2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。

考え方

計画敷地の遠くに地域の良好な景観資源があるときには候補地周辺からの眺望を想定して、近くに地域の良好な景観資源があるときには周囲からの眺望を想定して、計画建築物がその景観資源に対する眺望にどの程度影響をあたえるのかを検討する必要があります。

建築物等の規模は、各部分の高さ、横幅及び奥行きで表すことができますが、実際に景観資源に対する眺望に影響を与えるのは、景観資源と建築物等が眺望範囲に占める大きさの相対関係にありますので、見る位置から景観資源及び計画建築物の距離を考慮し、計画建築物等の高さ、横幅に配慮する必要があります。

遠くにある景観資源の雄大な自然に対して眺望するとき、見る場所から遠くにある建築物等の規模の影響は小さいですが、見る場所から近くにあるほど規模の影響は大きくなります。また、比較的近くにあって認識できる大きさの景観資源に対して眺望するとき、景観資源と建築物等そのものの規模の影響が大きいです。



遠くの景観資源(山並み)を見たとき、見る場所と計画建築物等との距離が重要

山並みのスカイラインに配慮した高さ

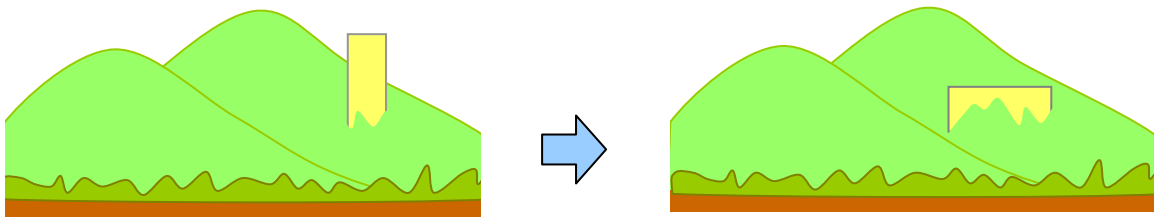
【配慮事項】

(2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮すること。

考え方

山並みがつくる稜線は、遠くから眺めたときに自然の美しさを感じさせる重要な要素です。しかし、直線で構成された壁面や屋根などの建築物等の形態によって山並みの稜線(スカイライン)が分断されると、山並みの連続性が保てなくなったり周辺との不調和を生じたりする場合があります。

羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並みは、地域の良好な景観資源です。計画建築物等は、これらのスカイラインを損なう高さとならないように配慮する必要があります。



山並みのスカイラインを損なわないように
建築物の高さに配慮した例

周辺景観を著しく阻害する規模
 ~ 地域の特性や周辺景観との調和を欠く ~

【勧告・協議基準】

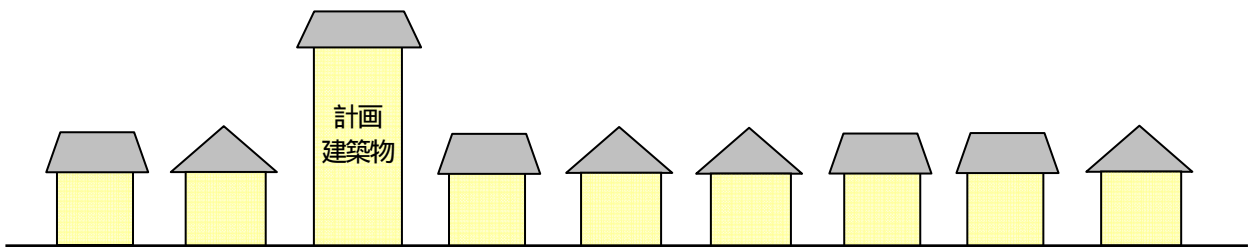
(1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、計画敷地周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

建築物等の規模は各部分の高さ、横幅及び奥行きの数値で表すことができますが、この数値のうち実際に見る位置から感じる規模に影響するのは、その位置から見た高さとなります。

例えば、道路からみた建築物の高さを一定にすることで、建物のスカイラインを揃えてまとまりと開放感を確保し、良好な景観が形成されている地域において、計画建築物の高さが突出して周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。



高さが突出した計画建築物
 (道路から見た立面図)

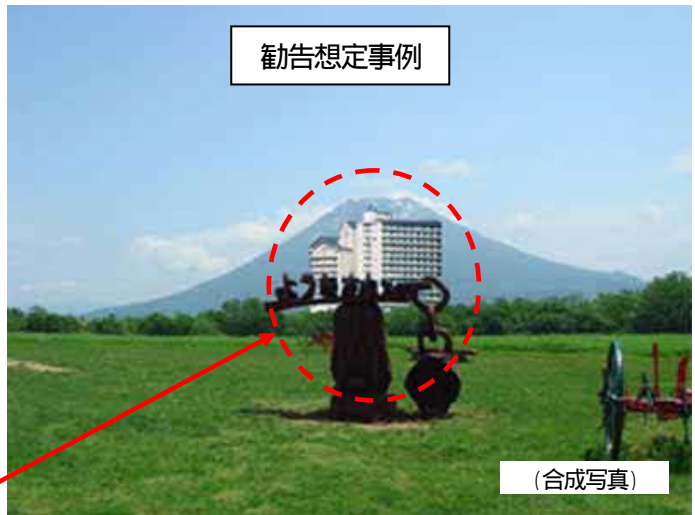
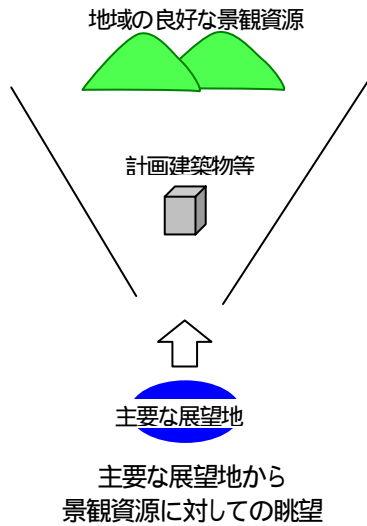
眺望を著しく阻害する規模
 ~ 展望地と景観資源の間の敷地 ~

【勧告・協議基準】

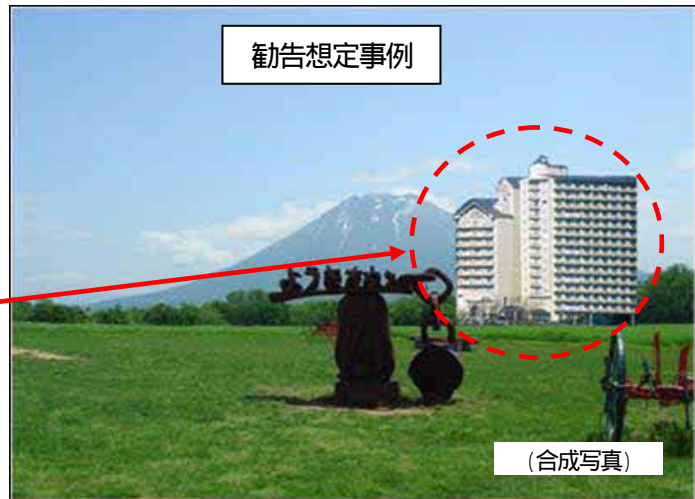
(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。

考え方

「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」の間の敷地に建築物等を建設する場合に、この景観資源に対する眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するときは、勧告・協議基準に該当します。



主要な展望地から地域の良好な景観資源である山並みを眺望したときに、その山並みの半分以上が隠れてしまう高さで建築物が建設されています。



主要な展望地から地域の良好な景観資源である山並みを眺望したときに、その山の稜線を遮る高さで建築物が建設されています。

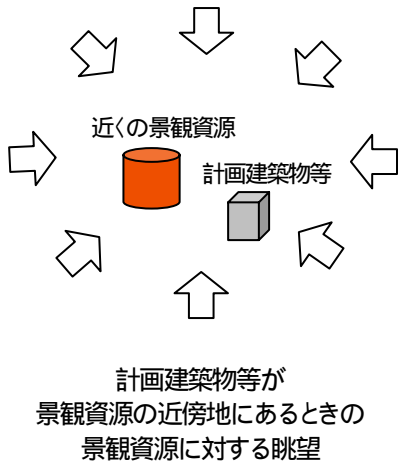
眺望を著しく阻害する規模
 ~ 地域の良好な景観資源の近傍地 ~

【勧告・協議基準】

(3)地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。

考え方

地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するときは、勧告・協議基準に該当します。



調和に配慮した形態意匠

【配慮事項】

(1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形態意匠とすること。

考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい設計や計画をすることが大切です。

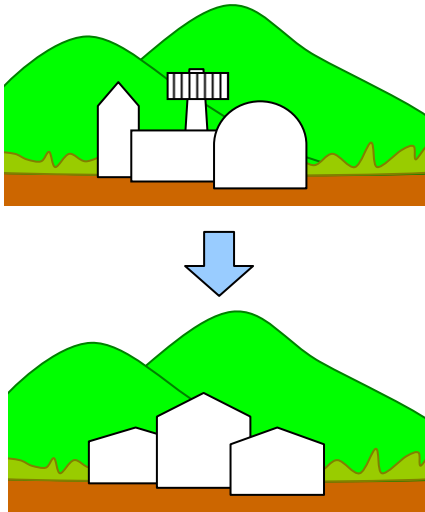
すでに建設されている建築物等の中には、「使用目的や設計者等の主張のみで形態意匠が決められていて、周辺景観と調和していない。」と感じられるものがあります

独創的な形態意匠とするときはことさら、そうでないときであっても、地域の人々の意向を調査したり、地域の人と話しあったりするなどして、建築物等の形態意匠について慎重に検討し、羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮する必要があります。

全体としてまとまりのある形態意匠

【配慮事項】

(2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。



複数の建築物群による
まとまりに配慮した例
(立面図)

考え方

規模の大きい建築物等は、その形態や意匠によって周辺の景観に大きな影響を与えます。建築物等が一体的にまとまりを持った形態として計画、設計、建設されることにより、地域に一定の基調を創出し周辺のまちなみの景観づくりに寄与することになります。

ひとつの建築物に建築様式、素材、形などを多く使うとまとまりがなくなり、ちぐはぐな印象を与えることがあります。

また、ひとつの敷地に複数の建築物を建てる場合は、個々の建築物ごとに形態及び意匠を考えるのではなく、複数の建築物群によるまとまりに配慮する必要があります。

周辺景観と調和する色彩

【配慮事項】

(3) 四季を通じての周辺景観と調和する色彩を基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと

けばけばしい色彩
(マンセル色表系による)

- ・ R (赤)、Y R (黄赤)系の色相
彩度8を超えるもの
- ・ Y (黄)系の色相
彩度6を超えるもの
- ・ 上記以外の色相
彩度4を超えるもの

考え方

建築物等の色彩は、まちなみに対する調和の重要な要素となります。また、自然景観のなかにあつて建築物等の色彩が、緑などが示す基調となる色彩の範囲から逸脱すると、自然景観との調和が損なわれます。

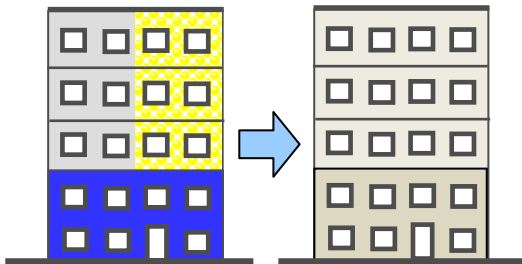
特に大きな建築物は壁の面積が大きいいため、その影響も大きいものとなります。

建築物等の色彩の決定にあたっては、背景となるまちなみや自然の基調となる色彩を十分に考慮し、背景に対して過度に鮮やかな色彩、あるいは明るい色彩を大きな面積に使用することは避け、四季を通じての周辺の景観と調和する色彩を基調とするよう配慮する必要があります。

多色やアクセント色の使い方に配慮

【配慮事項】

(4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。



多色使いに際しては、類似色を用いるなど使用する色彩相互の調和に配慮

考え方

多くの色彩やアクセント色を使用すると、一般的に周辺景観から浮き出た印象を与えるなど、周辺景観と調和を図ることが難しくなります。

このような場合には、全体としてのまとまりや周辺景観との調和を検討し、使用する色の数、色相相互の調和、バランスに十分配慮する必要があります。

色彩調和の手法としては、トーン（色の調子）を同色系又は類似色で統一し色相を変化させる、同じ色相又は類似の色相でまとめトーンを変化させる、周囲の色彩と色相やトーンの差を対比させる等があります。

附属する設備等に配慮

【配慮事項】

(5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。

建築物に付属する設備等

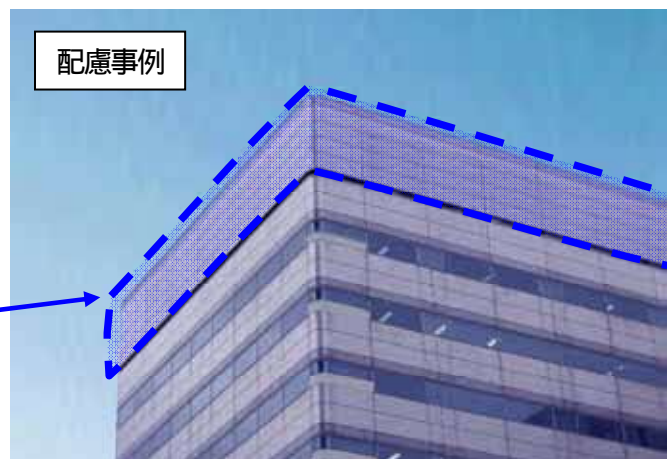
- ・ オイルタンク、ガスタンク
- ・ 室外機、煙突、排気筒
- ・ 高架水槽、冷却塔
- ・ その他これらに類する設備で、地上、建築物等の屋上又は外壁面に設置されるもの

屋上設備が外部から直接見えないように、建築物の外観と一体的なデザインの壁面で囲った事例

考え方

建築物に附属する設備等が、建築物本体から独立したり、目立ちすぎたりする場合には、全体として煩雑な印象を与えることとなります。

このため、これらの設備と建築物等の全体としてのまとまりに配慮し、可能な限り目立たない位置へ設置したり、目隠しをしたりする工夫が必要です。



周辺景観を著しく阻害する形態意匠

～ 地域の特性や周辺景観との調和を欠く ～

【勧告・協議基準】

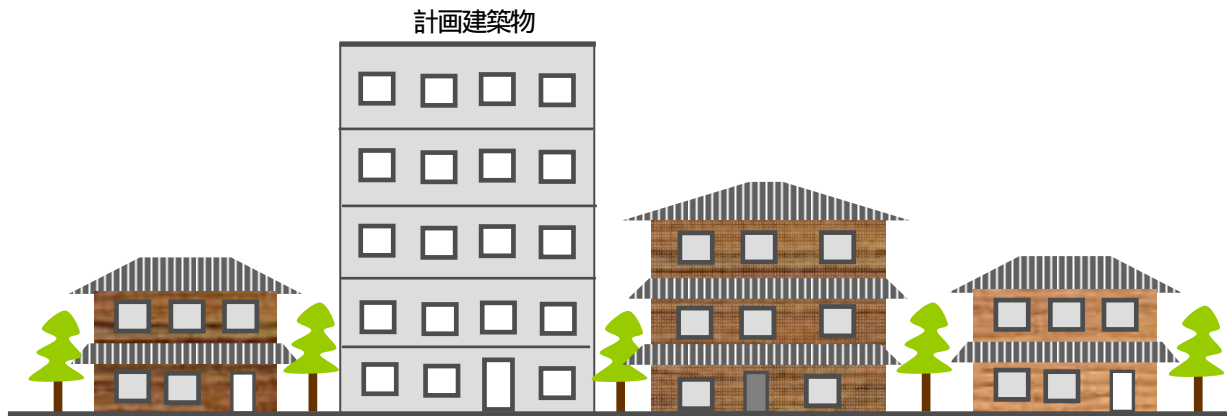
(1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたいしないように、計画敷地周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告基準に該当します。

例えば、自然景観と調和するように建築物の外壁を木質系外壁材にして屋根を勾配屋根にするなど、形態意匠について一定のルールで揃えて街並みの景観づくりをしている地域において、建築物の形態意匠を異なるものとすることによって、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。



周辺の建築物と異なる形態意匠の計画建築物の例
(立面図)

周辺景観を著しく阻害する形態意匠

～ いずれかの立面でけばけばしい色彩を1/5を超えて使用 ～

【勧告・協議基準】

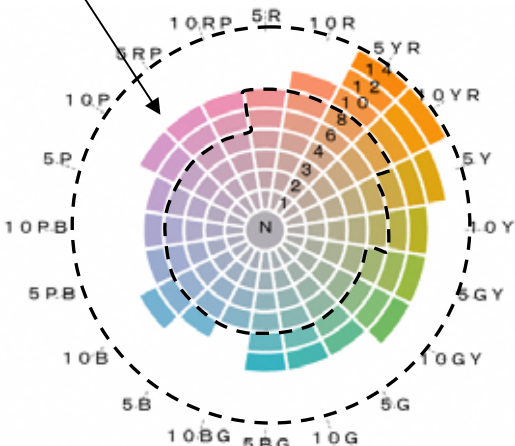
(2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

けばけばしい色彩
(マンセル色表系による)

- ・ R (赤)、YR (黄赤)系の色相
彩度8を超えるもの
- ・ Y (黄)系の色相
彩度6を超えるもの
- ・ 上記以外の色相
彩度4を超えるもの

ただし、地域産または地域で用いられてきた素材(木材、レンガ、コンクリート、石など)の色彩(表面に着色を施していないもの)や、ガラス材(表面、内部及び裏面に着色を施していないもの)の色彩を除きます。

けばけばしい色彩の範囲



けばけばしい色彩の範囲を
明度7の色相環で例示した図
(マンセル色表系)

考え方

建築物等の外観に使用する色彩のうち、けばけばしい色彩を用いる割合が、建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の5分の1を超えるとときは、勧告・協議基準に該当します。

けばけばしい色彩を複数用いる場合は、それらの使用面積を合計して算定します。

ただし、広大な敷地の一部に計画される施設や、遊園地の施設など、周囲の状況により周辺景観を著しく阻害しない場合は、勧告・協議基準に該当しません。

また、航空法に定められた昼間障害標識設定物件の塗装方法など、法令等により定められた色彩についても勧告・協議基準に該当しません。

屋根、庇、開口部など、立面に表れるもの全て面積に含みます。また、壁面広告物については、適合部分として面積に含みます。

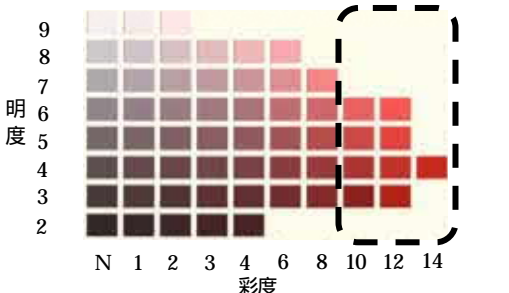
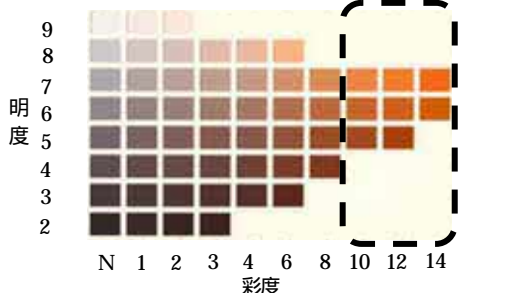
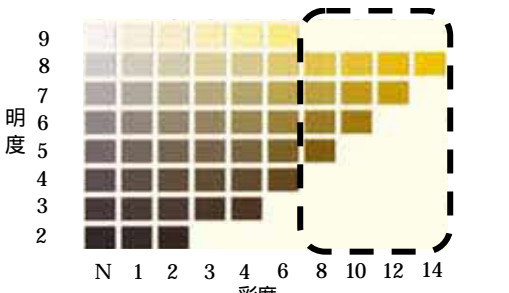
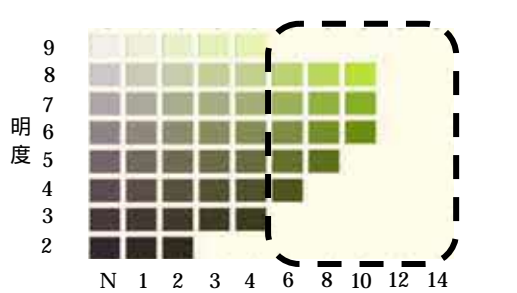
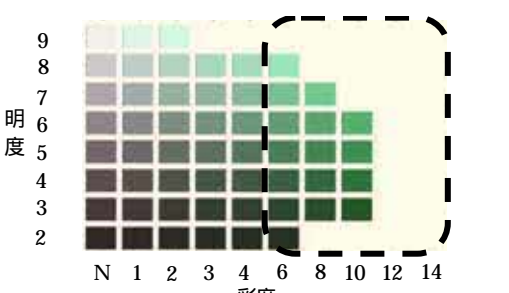
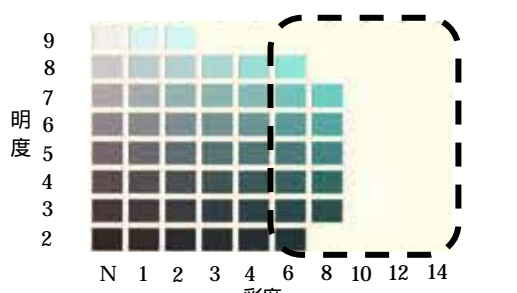
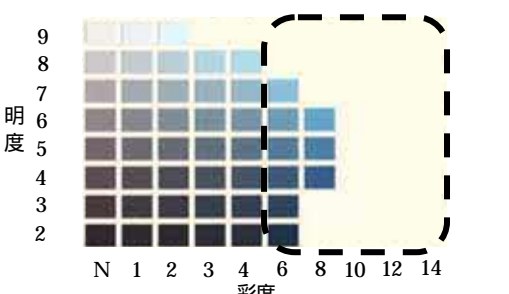
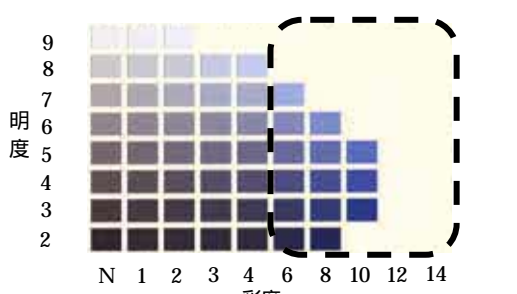
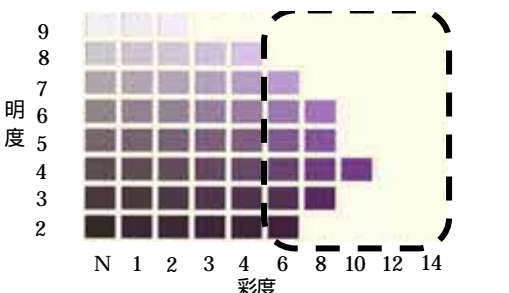
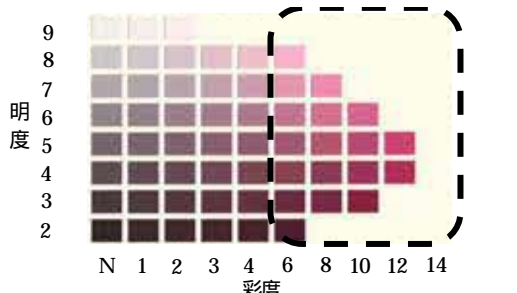
けばけばしい色彩
(5RP5 / 12)
の面積が、当該立面
の全体面積の1/5
を超えています。



勧告・協議基準に該当する例
(立面図)

けばけばしい色彩の範囲(等色相面)

(下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。)

<p>5 R (赤) 彩度 8超</p>		<p>5 YR (黄赤) 彩度 8超</p>	
<p>5 Y (黄) 彩度 6超</p>		<p>5 GY (黄緑) 彩度 4超</p>	
<p>5 G (緑) 彩度 4超</p>		<p>5 BG (青緑) 彩度 4超</p>	
<p>5 B (青) 彩度 4超</p>		<p>5 PB (青紫) 彩度 4超</p>	
<p>5 P (紫) 彩度 4超</p>		<p>5 RP (赤紫) 彩度 4超</p>	

周辺景観が著しく阻害される形態意匠

～ 附属の設備等が目立つ位置に設置など ～

【勧告・協議基準】

(3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。



オイルタンク等の建築物に附属する設備は、道路から見て建築物の裏側で目立たない位置に設置しています。

考え方

建築物に附属する設備等が、建築物本体から独立したり、目立ちすぎたりする場合には、全体として煩雑な印象を与えることになります。

このため、これらの設備と建築物等の全体としてのまとまりに配慮し、可能な限り目立たない位置に設置したり、目隠しをしたりする等の工夫が必要です。

しかし、この工夫が不十分で建築物に附属する設備等を歩行者の多い道路側敷地などの目立つ位置に設置し、又は外壁や屋上の目につきやすいところに露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるときは、勧告・協議基準に該当します。

けばけばしい色彩で命令するとき

【命令基準】

(1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

勧告基準(2)に該当し、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき、命令基準に該当します。

特に良好と認められる周辺景観とは、北海道を代表する景勝地や景観重要建造物の周辺などの周辺景観を想定しています。

敷地内の修景

【配慮事項】

(1) 敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。

考え方

大きな建築物等の敷地や周辺においては、その建築物等のもつスケールからくる圧迫感、威圧感といったものや、人工的な空間となりがちな性質から来る無個性、無表情といった印象を受けるおそれがあります。

こうした印象を和らげるためにも、建築物等と周囲の景観をつなぐ要素として、敷地内は可能な限り修景する必要があります。

一般に、建築物等の敷地内の修景とは、地形を変える、植栽、工作物を加える等によって、景観として美しく整えることです。

また、特に道路等の公共空間に面した空間は、人が接する機会が多く、人に与える影響が大きいため、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮する必要があります。

通路や駐車スペース等に用いる舗装の素材や色を周辺景観と調和させたり、塀の高さ、形状、材質等をその地域の統一規格に合わせたりするのも有効な修景手法のひとつです。

既存樹木の保全・移植等

【配慮事項】

(2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。

考え方

優れた樹姿、樹勢を持つ既存樹木は、長い期間その地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。

建築物等の敷地にこのような樹木がある場合は、地域の歴史を受け継ぎ、また街並みに対するうるおいを維持していくため、計画や設計において保存や移植を検討し、緑化修景に役立てることが必要です。

老木などであるため保存や移植が難しく、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮が必要です。

なお、樹木による緑化にあっては、その樹種が地域の植生と調和していることが重要となります。周辺の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択することが必要です。

また、植栽の管理も重要であり、十分な管理を行っていくのと同時に、樹種の選定にあたって管理のしやすさに配慮すると良いでしょう。

堆雪スペース等の設置と周辺との調和

【配慮事項】

(3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。

考え方

地域の気候条件などの環境に応じた堆雪スペースや融雪機等の設置は、積雪期における快適で安全な住環境を確保するために重要であるとともに、周辺景観にも影響を与えますので、十分に考慮する必要があります。

また、積雪期以外において堆雪スペース等の機能は、無用なものです。堆雪スペースが無機質な印象を与えないように緑化したり、融雪機は目立たない位置に設置あるいは収納できるようにしたりするなど、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮する必要があります。

周辺景観を著しく阻害する外構

【勧告・協議基準】

(1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

建築物の建築及び工作物の建設等を行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたいしないように、計画敷地周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

例えば、自然景観や街並みと調和するように通路や駐車スペース等に用いる舗装の素材や色を一定程度統一したり、塀の高さ、形状、材質等の統一規格を定めたりするなど、ルールを決めて街並みの景観づくりをしている地域において、建築物等の敷地の外構が、その地域のルールから大きくはずれ、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。



高さなどが周辺と異なる塀で計画された建築物の例
(立面図)

樹木伐採が周辺景観を著しく阻害するとき

【勧告・協議基準】

(2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

優れた樹姿、樹勢を持つ既存樹木は、長い期間その地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。

建築物等の敷地にこのような樹木がある場合は、地域の歴史を受け継ぎ、また街並みに対するうるおいを維持していくため、計画や設計において保存や移植を検討し、緑化修景に役立てることが必要です。

特に、一定の間隔で植えられ大切に管理されている桜並木やイチョウ並木など、あるいは地域のシンボルとなっている樹木群や樹木の群生地、記念樹、樹容が美しい樹木などの、地域の良好な景観の形成に重要な役割を果たしている樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

なお、老木である等の理由により保存することができない場合は、勧告・協議基準に該当しません。

4 羊蹄山麓広域景観形成推進地域	(2) 開発行為	位置
------------------	----------	----

調和に配慮した位置
 ~ 開発区域の選定と各施設の位置 ~

【配慮事項】

(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。

考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を十分把握したうえでその地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

開発区域の選定にあって候補地が複数あるときには、住宅地開発、リゾート地開発などの開発目的が果たせるかについてとあわせて、地域の特性や周辺景観との調和について検討をする必要があります。

また、開発区域内の予定建築物、擁壁、道路、公園・緑地、調整池などの各施設をどこに位置させるかについても、開発区域全体及び各施設が有効に機能するうえで重要ですが、周辺に与える影響が大きいため、地域の特性や周辺景観との調和に配慮する必要があります。

周辺からの眺望に配慮した位置・配置
 ~ 開発区域の選定と各施設の位置 ~

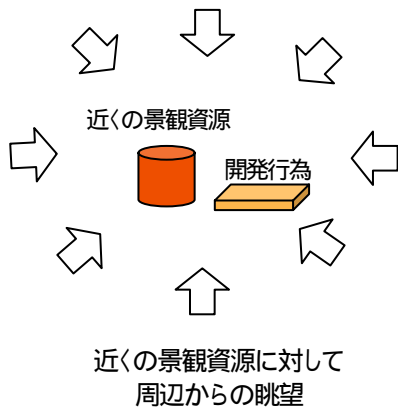
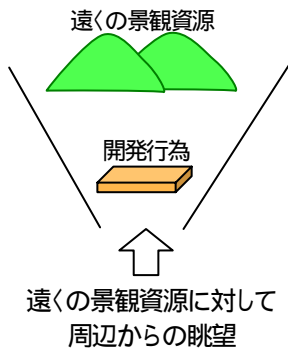
【配慮事項】

(2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。

考え方

開発区域の選定にあたって候補地が複数あるときには、住宅地開発、リゾート地開発などの開発目的が果たせるかについての検討とあわせて、それらの候補地の遠くに地域の良好な景観資源があるときには候補地周辺からの眺望を想定して、それらの候補地の近くに地域の良好な景観資源があるときには周囲からの眺望を想定して、開発行為がその景観資源に対する眺望について、どの程度影響を与えるかについて検討する必要があります。

また、開発区域内のどこに予定建築物、擁壁、道路、公園・緑地、調整池などの各施設を位置させるかについても、景観資源に対する周辺からの眺望に与える影響が大きいため、配慮する必要があります。



4 羊蹄山麓広域景観形成推進地域	(2)開発行為	位置
------------------	---------	----

周辺景観を著しく阻害する位置・配置
 ~ 地域の特性や周辺景観との調和を欠く ~

【勧告・協議基準】

(1)開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれったりしないように、開発予定区域周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

開発区域の選定にあつて候補地が複数あるときには、住宅地開発、リゾート地開発などの開発目的が果たせるかについてとあわせて、地域の特性や周辺景観と調和するかについて検討をする必要があります。

また、開発区域内のどこに予定建築物、擁壁、道路、公園・緑地、調整池などの各施設を位置させるかについても、周辺に与える影響が大きいので、調和に配慮する必要があります。

開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

その阻害の度合いは、開発行為そのものの規模、開発区域内の各施設そのものの規模、開発区域内の各施設の形状・緑化等で変化しますので、総合的に判断することになります。

眺望に大きな影響を及ぼす位置
 ~ 主要な展望地と景観資源の間の位置 ~

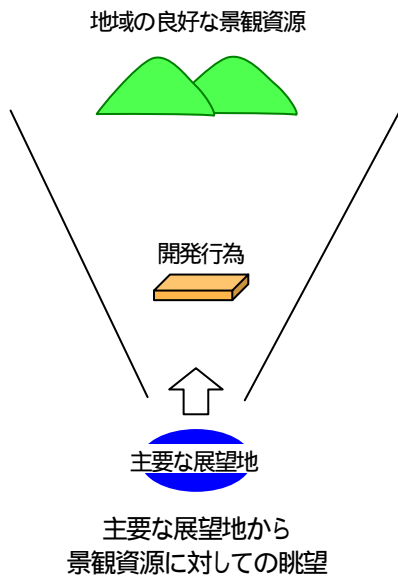
【勧告・協議基準】

(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。

考え方

「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」を結ぶ線上の位置で開発行為をする場合に、この景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。

その影響の度合いは、展望地と景観資源の距離、開発区域と景観資源の距離、開発行為そのものの規模、開発区域内の各施設の形状・緑化等で変化しますので、総合的に判断することになります。



4 羊蹄山麓広域景観形成推進地域	(2) 開発行為	位置
------------------	----------	----

眺望を著しく阻害する位置
 ~ 地域の良い景観資源の近傍地 ~

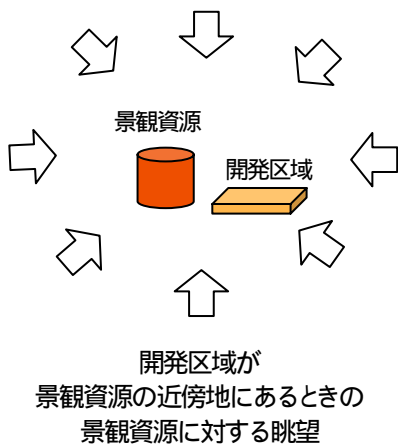
【勧告・協議基準】

(3) 地域の良い景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。

考え方

地域の良い景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。

その阻害の度合いは、見る位置と景観資源の距離、開発行為そのものの規模、開発区域内の各施設そのものの規模、開発区域内の各施設の形状・緑化等で変化しますので、総合的に判断することになります。



4 羊蹄山麓広域景観形成推進地域	(2) 開発行為	規模
------------------	----------	----

調和に配慮した規模

【配慮事項】

(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。

考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、現況を充分把握したうえでその地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

開発行為にあたっては、地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすることが必要です。

一般に、開発行為の規模は、開発区域の面積、擁壁・法面の高さや長さ、切土・盛土の容積の数値で表します。

例えば、長大な擁壁や法面は、圧迫感を与え、周辺景観に影響を及ぼすおそれがあることから、造成計画に当たって既存地形を生かすなどして、擁壁や法面の長さや高さをできるだけ小さなものとする等の配慮がありますし、規模が大きいと感じる度合いを形状・緑化等によって緩和する手法も有効です。

また、規模には他に、開発区域内の宅地割、予定建築物等、道路、公園・緑地、調整池などの各施設の規模についても含んでいます。

例えば、住宅地開発における宅地割の不整形分割や細分化は建築物が密集したゆとりのない住環境を生んだり、大規模建築物予定地はそこに建設される建築物自体が周辺に大きな影響を与えたりしますので、開発行為の計画段階から各施設の規模について配慮する必要があります。

眺望に配慮した規模

【配慮事項】

(2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。

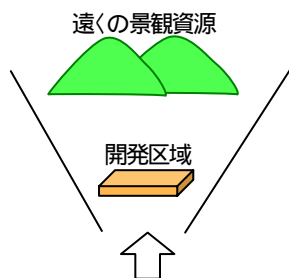
考え方

計画区域の遠くに地域の良好な景観資源があるときには候補地周辺からの眺望を想定して、近くに地域の良好な景観資源があるときには周囲からの眺望を想定して、開発行為がその景観資源に対する眺望について、どの程度影響を与えるかについて検討する必要があります。

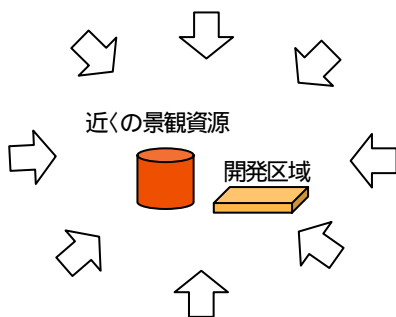
開発行為にあたっては、羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすることが必要です。

一般に、開発行為の規模は、開発区域の面積、擁壁・法面の高さや長さ、切土・盛土の容積の数値で表します。

また、規模には他に、開発区域内の宅地割、予定建築物等、道路、公園・緑地、調整池などの各施設の規模についても含んでいます。



遠くの景観資源に対して
周辺からの眺望



近くの景観資源に対して
周辺からの眺望

4 羊蹄山麓広域景観形成推進地域	(2) 開発行為	規模
------------------	----------	----

周辺景観を著しく阻害する規模
 ~ 地域の特性や周辺景観との調和を欠く ~

【勧告・協議基準】

(1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

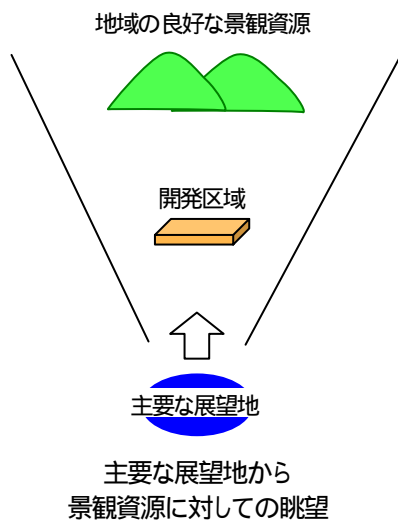
眺望に大きな影響を及ぼす規模
 ~ 展望地と景観資源の間の敷地 ~

【勧告・協議基準】

(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。

考え方

「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」の間の区域で開発行為を行う場合に、この景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。



景観を著しく阻害する規模

～ 地域の良好な景観資源の近傍地 ～

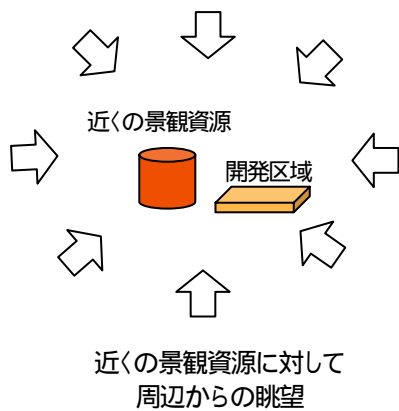
【勧告・協議基準】

(3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。

考え方

地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。

その阻害の度合いは、見る位置と景観資源の距離、開発行為そのものの規模、開発区域内の各施設そのものの規模、開発区域内の各施設の形状・緑化等で変化しますので、総合的に判断することになります。



調和に配慮した形状

【配慮事項】

- (1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形状とすること。

考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたいしないように、周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

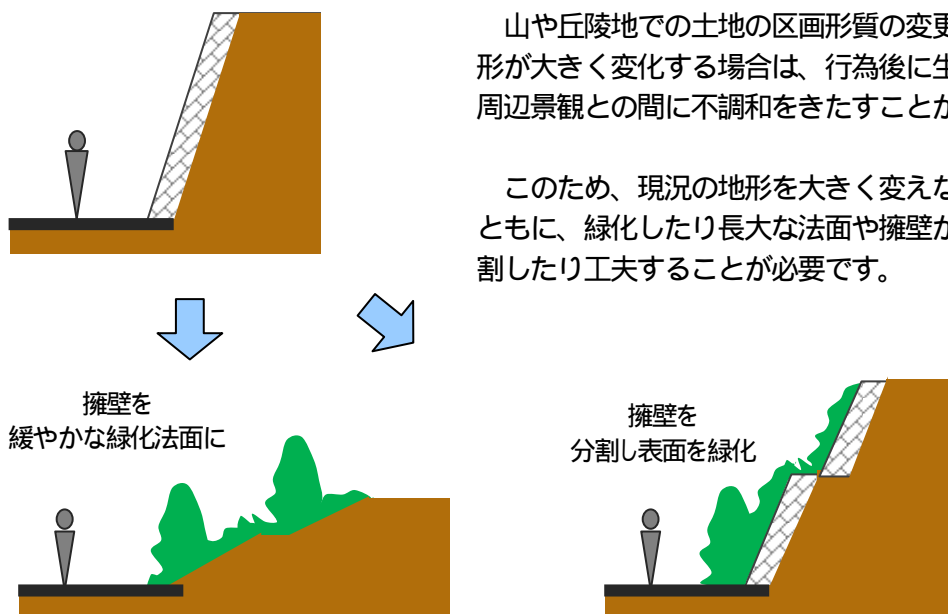
開発行為の形状は、地域の特性や周辺景観との調和に配慮することが必要です

開発行為の形状とは、土地の区画形質の変更（既存の地面を切土したり盛り土したりする等して、現況の地形を変化させる等のこと）によるその断面の形と、切土面（切土した後に表れる面）と盛土面（盛土したあとに表れる面）の形のことをいいます。

また、切土面と盛土面を安定させるための擁壁の形態や素材も形状に含みます。

山や丘陵地での土地の区画形質の変更により、現況の地形が大きく変化する場合は、行為後に生じる法面や擁壁が周辺景観との間に不調和をきたすことがあります。

このため、現況の地形を大きく変えないよう配慮するとともに、緑化したり長大な法面や擁壁が生じないように分割したり工夫することが必要です。



法面・擁壁を工夫した例（断面図）

4 羊蹄山麓広域景観形成推進地域	(2)開発行為	形状・緑化等
------------------	---------	--------

河川等の保全・活用

【配慮事項】

(2)開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。

考え方

それぞれの地域の景観は、長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を十分把握したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

開発行為を行おうとする区域内的の河川、水辺、表土等は、地域の景観を特徴づける要素として尊重し、可能な限り保全し、あるいは修景に積極的に活用することによって、開発区域周辺における行為前の面影を残すよう、配慮することが必要です。

既存樹木の保存等

【配慮事項】

(3) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。

考え方

優れた樹姿、樹勢を持つ既存樹木は、長い期間その地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。

開発区域内にこのような樹木がある場合は、地域の歴史を受け継ぎ、また街並みに対するうるおいを維持していくため、計画や設計において保存や移植を検討し、緑化修景に役立てることが必要です。

老木などであるため保存や移植が難しく、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮が必要です。

なお、樹木による緑化にあたっては、その樹種が地域の植生と調和していることが重要となります。周辺の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択することが必要です。

また、植栽の管理も重要であり、十分な管理を行っていくのと同時に、樹種の選定にあたって管理のしやすさに配慮すると良いでしょう。

周辺景観を著しく阻害する形状

【勧告・協議基準】

(1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

河川等を保全しないで周辺景観を著しく阻害するとき

【勧告・協議基準】

(2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を十分把握し検討したうえで、その地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

開発予定区域内において、工夫の余地があるにもかかわらず、河川や水辺を埋め立てたり、地表の改変や土工事により表土や植生をほとんど取り除いたりすることで、植生やそこに生息する動物への気配りに欠けると認められ、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

樹木伐採が周辺景観を著しく阻害するとき

【勧告・協議基準】

(3) 地域で親しまれている景観の保全に必要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

考え方

優れた樹姿、樹勢を持つ既存樹木は、長い期間その地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。

開発区域内にこのような樹木がある場合は、地域の歴史を受け継ぎ、また街並みに対するうるおいを維持していくため、計画や設計において保存や移植を検討し、緑化修景に役立てることが必要です。

一定の間隔で植えられ大切に管理されている桜並木やイチヨウ並木など、あるいは地域のシンボルとなっている樹木群や樹木の群生地、記念樹、樹容が美しい樹木などの、地域で親しまれている景観の保全に必要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するときは、勧告・協議基準に該当します。

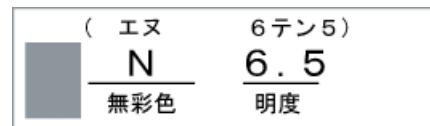
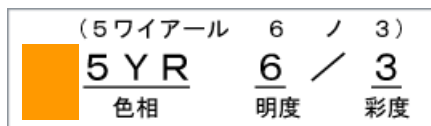
なお、老木である等の理由により保存することができない場合は、勧告・協議基準に該当しません。

<参考資料 1> マンセル表色系について

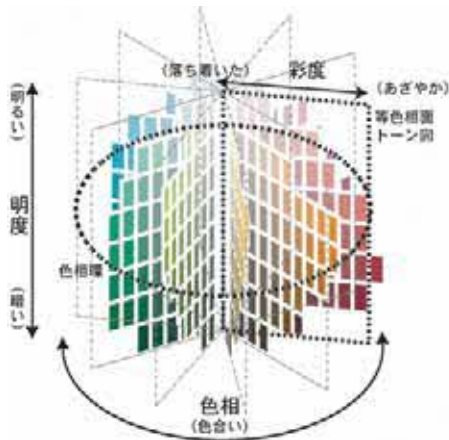
マンセル表色系は日本工業規格(JIS Z 8721)に定められており、色相、明度、彩度の3要素の組み合わせによって1つの色を表します。

色相 Hue	色相は色合いを表示するもので、赤(R)や、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の10色相で表し、それぞれ5を中心とした1から10の数値で細分しています。
明度 Value	明度は明るさを表示し、0から10の数値で表しています。明るくなるにつれて数値が大きくなります。
彩度 Chroma	彩度は鮮やかさを表示し、0から14程度の数値で表しています。鮮やかになるにつれて数値が大きくなります。最大の数値は色相によって異なります。また、彩度が0で無彩色(白~灰色~黒)となります。

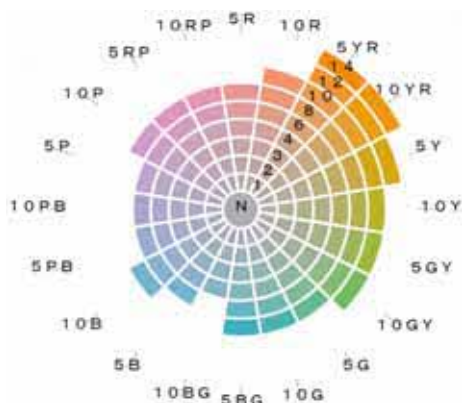
マンセル表色系による色の表示方法



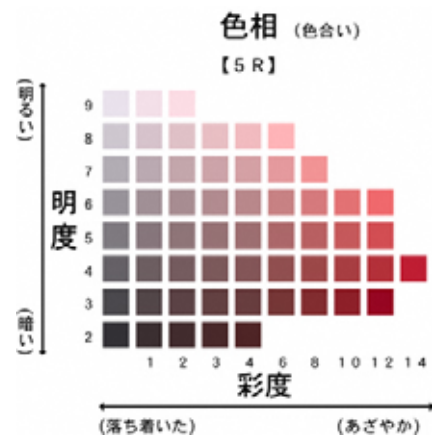
マンセル色立体
色相、明度、彩度の関係を立体的に表したもの



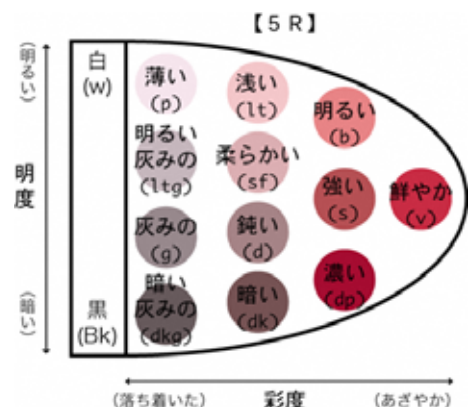
色相環(明度7)
同じ明度の色が色相に応じて環状に並んだ図



等色相面(色相5R)
同じ色相の色が明度と彩度に応じて並んだ図

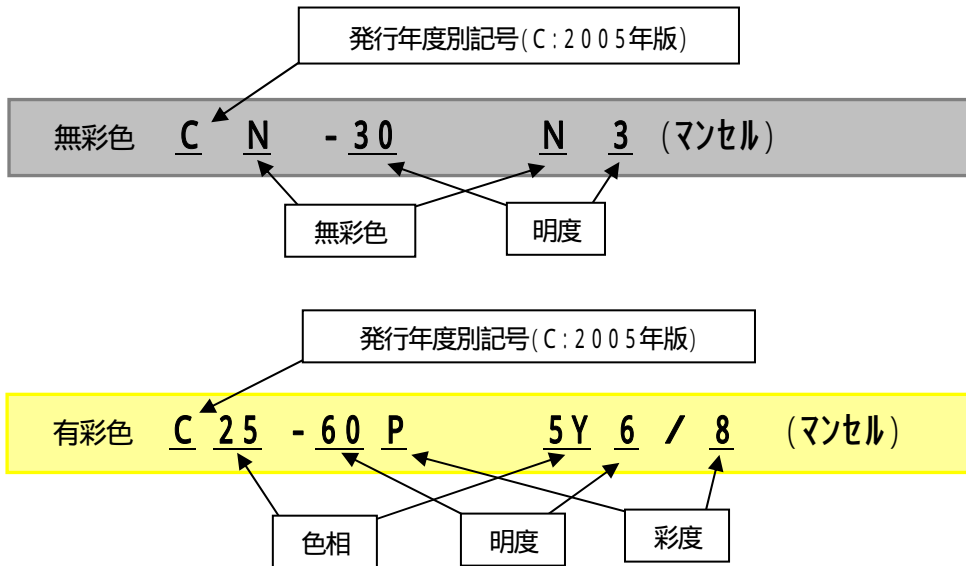


トーン図
同色相色の印象図



<参考資料2> 塗料用標準色について

(社)日本塗料工業会は、建築用などの塗装によく使われる色を選び、関連業界の標準色として「塗料用標準色」を発行しています。建設現場では馴染みの深い表記ですので、参考としてマンセル表色系との対応表を掲載します。



色相の対応表

	日塗工	マンセル		日塗工	マンセル
R	02	2.5R	BG	52	2.5BG
赤	05	5R	青緑	55	5BG
	07	7.5R		57	7.5BG
	09	10R		59	10BG
YR	12	2.5YR	B	62	2.5B
黄赤	15	5YR	青	65	5B
	17	7.5YR		67	7.5B
	19	10YR		69	10B
Y	22	2.5Y	PB	72	2.5PB
黄	25	5Y	青紫	75	5PB
	27	7.5Y		77	7.5PB
	29	10Y		79	10PB
GY	32	2.5GY	P	82	2.5P
黄緑	35	5GY	紫	85	5GP
	37	7.5GY		87	7.5P
	39	10GY		89	10P
G	42	2.5G	RP	92	2.5RP
緑	45	5G	赤紫	95	5RP
	47	7.5G		97	7.5RP
	49	10G		99	10RP

明度の対応表

日塗工	マンセル
95	9.5
93	9.3
92	9.2
90	9
85	8.5
80	8
70	7
60	6
50	5
40	4
30	3
20	2
15	1.5
10	1

彩度の対応表

日塗工	マンセル
A	0.5
B	1
C	1.5
D	2
F	3
H	4
L	6
P	8
T	10
V	12
W	13
X	14

景観形成の基準解説

平成20年9月1日 初版発行

編集・発行 北海道建設部まちづくり局都市計画課

札幌市中央区北3条西6丁目(〒060-8588)

電話(011)231-4111(内線29-828)

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>
